

第三十一回国 参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

二月二十一日委員石原幹市郎君辞任につき、その補欠として堀見俊二君を議長において指名した。
本日委員林田正治君及び木内四郎君辞任につき、その補欠として斎藤昇君及び増原恵吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 土田国太郎君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

木暮武太夫君
斎藤 昇君
迫水 久常君
西川甚五郎君
廣瀬 久忠君
増原 恵吉君
小酒井義男君
小林 孝平君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君
大蔵省管財局長 加屋 正雄君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省理財局長 庭山慶一郎君

本日の会議に付した案件

- 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 接収資産等金属等の処理に関する法律案(内閣提出)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
- 国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、予備審査)
- 日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
- 派遣委員の報告

- 委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開きます。
- 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案及び株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、これから質疑を行います。
- 質疑のある方は、順次、御発言を願います。
- 平林剛君 ただいま議題となった法律と最近の株高との関係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。先般、当委員会に参考人をお呼びして御意見を聞きまして、最近の株高に對しては、この法律は一つの影響を持つことになろうというお話でございました。しかし、最近株式市場にブームが來てゐるのは、いろいろな理由があると思ひますけれども、私は、まだ、この法律が何か関係あつて株高を押えるような役割を果すということについて、びんとこなかつたわけでありまして、そこで、提案者側の政府の方から、一体どういふ関係が生ずるかという点について、御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 御指摘のように、最近の株式市場は相当活況を呈してゐることはお話し通りでございます。この原因はいろいろ言われておりますが、基本的には、株式の需要と供給の関係におきまして、需要が非常に強い。これは、国会の当委員会におかれましても、かねがね証券の民主化といふふうなことは相当の力を入れておられたことは当然でございます。われわれ、またその線に沿つて始終施策をいたしておるわけでございまして、それが、そういうことから考へまして、一般大衆が株式投資ということに大へん興味を持ち、またそれが相当実行されておる。こういうことから、株式の需要が非常に伸びてきておる。これに對しまして、いろいろ、先般の当委員会におきまして参考人に対する御質疑等にも現れておりましたように、株式の供給をふやす面、すなわち、もう少し具体的に申し上げますと、増資をする面におきまして、税制等がいまだ十分これを容易ならしめるようにできていないという点があるようなことも一つの理由で、大体におきまして、今日株式は需要が非常に超過してゐるということは一つの常識かと思つておられます。さういふ意味におきまして、株式は一般に強調を呈しておるわけでございますが、

なお、ここに提案を申し上げております法律案との関係についてでございますが、これは、たびたび申し上げましたが、勘定科目を振りかえるというより、なことに終るのでございまして、一応とにかく、ノミナルな意味におきまして、株の供給という面におきましては、供給面をふやす、こういうことに相なるわけでございまして、これは、従いまして、一つの傾向から申しますと、需要と供給の面におきましては、需給のバランスをとる一つのファクターになつて参るということにおいて、私どもは、株式市場の正常化にも寄与するものと、かように考へておるのであります。ただ、さしずめの影響をいたしましたのは、これは新聞等にも報ぜられましたが、若干のいわゆる無償交付というふうなことを繰り込みまして、これが市場の一つの期待といふふうなところから、その当座といはしましては、株式の関係におきまして、むしろそういう一つのプラス・

ファクターとして株式の市価に考えられることも一つの事実でございます。ただ、それはすでに御承知のように、本法律案を提案いたしますことは、今日の市場においては繰り込み済みでございますから、今後の影響をいたしましては、先ほど申し上げましたように、需要と供給のバランスをとつていく、すなわち正常化に寄与していくものと考へておる次第でございます。

○平林剛君 昨年来から、日本の経済の実態から見ても、非常に株の値段が高いといふことは、世間からも異常な株の値段として注目を浴びておつたところでありまして、そしてこれが一般の経済にどういふ影響を与えるか、私ども、しろうとでありますから、よくわからないのでありますけれども、今のお話でもわかりますように、企業資本充実のための法律案が通過することになると、さうでなくとも高い株の値段が、さらに高くなつていくのではないかと、さういふ傾向を感ずるのであります。今のお話だと、すでに現在の株式市場においては、資本充実法の成立といふことも一つのプラスとして値段に繰り込んでおると、さういふふうに見てよろしいのでしょうか。

○政府委員(正示啓次郎君) これはすでに御説明申し上げましたように、今回の措置によりまして、具体的に影響のあります会社が大体九十社程度、組み入れの総額におきまして大体三百億ぐらいといふ計数は御説明申し上げたとおるものであります。それらの具体的

な会社の株式につきまして、まあ株式の無償の交付が行われるというふうなことが、この政府案を發表いたしました当時の新聞の経済評論等に若干あったことは事実でございます。これを、私は、先ほど申し上げましたように、織り込まれておるといふ意味に申し上げたわけでありまして、そういう銘柄等につきましては、これは一つのプラス・ファクターであつたということがいえると思つておりますが、それは、しかしながら、そのときの一つの事実として考慮に入れられたのでございしますが、結局、株式の無償の交付というものは、さらに、先般も参考人からお述べのように、これに関連をいたしまして、有償増資を伴うというふうなプラスのアルファの面もございまして、全体としては株式の供給をふやすというところに相なるわけでありまして、そこで、冒頭に申し上げました需要と供給の関係から、需要が非常に強いという面に対しましては、むしろ供給を増加するという長い作用の方が重視されるべき事柄ではないか。

今日の株価の状況につきましては、むしろ、われわれといたしましては、この企業の収益が、三ヶ月決算あるいは九月期決算というふうなものを分析をいたしまして、最近の経済新聞等に盛んに報道されておるとは、平林委員も御承知の通りと思つてございしますが、そういう会社の業績がだんだんよくなつて参るといふことを主としていたしまして、非常に買い気が旺盛であるというふうな面が非常に多くありまして、もはや今日におきましては、この企業資産再評価の一つの処理の法案を材料として、強氣が出ておるといふ

うには見られない、かように考へておる次第でございます。

○平林剛君 このしの予算の積極的な性格、それからまた、政府の見通されよう、将来の景気の好転、また、公定歩合の引き下げでわかりますように、金融面における緩和、それから今御説明のようないろいろなことを考えますと、これは、企業資本家においては、相当数將來に向つて再び施設の拡充や合理化をはかるという機運が出てくる。そのために増資もかなり多くあるだろうという見通しから、大衆投資家も一つ株を買つてやろうというふうな気分になつて、いろいろな要素がはね上つて今日の株高になつてゐるのではないかと、こゝに見られるのでありますけれども、政府としては、これは、全般の見通しの上に立つて、この法律も含めて、一体どのくらいの増資が行われるだろうと、そういうことについての何か御説明がございしますか。

○政府委員(正示啓次郎君) これはなかなかむずかしい、いわば経済の一つの観測の面になつて参りますので、はつきりしたことを申し上げることはむずかしいのでございします。ただ、今お述べのように、大体におきまして、やはり今日の株式市場の状況、その他企業が次第に業績が好転しておる、すなわち若干の収益の向上等によりまして、増資の能力という点もだんだんついておるといふふうな点、これらの点を総合して考えますと、私どもとしましては、この三十四年度は三十三年度よりは相当伸びていくのじゃないかと考へることは、一応申し上げて差しつかえないのじゃないかと考へ

ております。この数字は、なかなか、申し上げて当るかどうか、八割のようないふこともありませんので、大体の傾向値といたしましては、まあ三十三年度よりはる程度伸びて参る、そしてまあ三十三年度あたりよりはなお若干伸びるのじゃないかと考へる、うぐいの程度に考へております。

しからば、三十三年度はどのくらいあつたかという数字を御参考におし上げますと、三十三年度は全体で有償増資が、この全国の株式取引所に上場されておりますもの、及びその株式が店頭で取引されております会社につきましての有償増資が、三十三年度は千八百億ぐらいでございます。これに對しまして、やはり同じ全国上場及び店頭取引会社の無償増資が百五十四億ぐらいになつておりますから、合せまして大体二千億近いところについておると、こゝういふふうに見えておるわけでございます。

○平林剛君 ただいま御説明になりました有償と無償合せて約二千億に近い増資が昨年あつた。ことはそれよりさらに上回るだろうということになりますと、現在の株高ということは、なお先に行つてもっと伸びるのではないかと考へるに、すぐ私は受け取つてしまふわけでありまして、これに對して、現在政府が株式市場に對してどういふ手を打つべきか、あるいはどういふ考へを持つか、あるいはかといふことは、いかがですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは大へん大切な問題でございます。私も、株式市場に對しましては、政府の立場におきましては、株価が高過ぎる、あるいは低過ぎるというふうな批判は差し控えております。これは自由に買手と売手とのいわゆる需要供給の一致するところにおいて形成されていくべきもので、かように考へておるのであります。ただ、先ほど申し上げましたように、戦後の日本経済の一つの大きな方向といたしまして、経済を民主化する、また証券の民主化ということが強く叫ばれて参つたのであります。現に個人の投資家というものが、戦前等に比較いたしますと、相当ふえてゐることも事実でございます。そこで、こゝういふ健全な投資意欲といひますか、投資に對する関心といふものを、これは一つの大きな施策かと考へておりますので、そういう大衆の投資家に不慮の損失を与えないようにする、これは当局として最も大切な点かと考へておるのであります。

そこで、昨年来、昨年の一月ごろから十二月までの経過を振り返つてみますと、株価といふものは大体大きな破綻もなく、まあ堅実に上昇の過程をたどつて参つたのであります。その間若干、いわゆる信用取引と申しまして、日本証券金融会社その他の証券金融会社におけるいわゆる差引残高、こゝういふところが若干増加のあとがございします。かような点を注目いたしましたので、私どもはさつそく、そういう一種の信用取引のふえる傾向に對しては、前後四回にわたつて注意を与え、また、具体的にいわゆる担保率の引き上げ、あるいは掛目を引き下げるといふような措置を講じまして、今日におきましては、御承知のように、信用取引のこの膨張傾向といふものは完全に抑止されております。そこで、本年に入つてからの株界は大体実物取引といふことに相なつておるのでござい

ますが、その実物取引の面におきましても、御指摘のように、需要と供給の関係から、今後もおもむきをつけていくんではなからうか、こゝういふお見通しは大体その通りであらうかと思つてあります。

問題は、堅実に伸びていく、これは一つは日本経済を象徴するものでもあり、それは私どもとしても望ましいこととでございますが、いわゆる利回り採算等の面に現れておりますように、若干行き過ぎが生ずると、その反動として急激な下落が生ずるといふようなことになりまして、先ほど申し上げた善良なる投資家に對して不慮の損失を与えることにもなりかねないのであります。で、堅実に伸び、しかも大きな反落がないといふような株式市場の実現が一番望ましいわけでありまして、私どもとしましては、今日の実物取引を中心とする市場に對しても常に、そ

ういふ面におきまして行き過ぎのないように、また一部のいわゆる投機家、スベキエレーターの操作によつて若干の銘柄が非常に波打つて動きを示すといふようなことになりまして、ついで、そういう株に手を出して、けがをされる方が多いわけでありまして、いわゆる品薄株といふようなものには對しての毎日の取引の状況等につきましては、証券取引所を中心に実情をよく調べまして、一般の善良な投資家の方々に御迷惑のかからないように、まず証券界は全体としていわゆるモラルを向上させ、一般投資の大衆の方々の信頼にこたえていく必要がある、こゝういふことを指導原理にいたしまして、具体

的に御注意を申し上げておるような次第でございます。従つて、フェアな取引によりまして株価が漸次堅実に伸びていくことは望ましいことでございますが、それが一部の投機家の思惑によつて波乱を生じ乱高下をするというようなことの極力ないよう、私どもとしては証券行政のねらいをここに定めましてやつて参つておるような次第でございます。

○平林剛君 たいま御説明になりましたような株式市場に対する政府の考へ方はよくわかりましたが、今日まで行われてきた投資信託に対する自衛、あるいは今お話しのように、信用取引に対する措置など、一連の考へ方の以外に、これから先の株式市場を考へて、何か新しい規制をやる必要はない、現在はまだ静観をしいてつてよろしい、それぞれ業界の自衛に待つていくという考へ方ではない、現在には新しいことは考へていない、こゝう理解をしてよろしくございしますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 私、先ほど申し上げました趣旨の中から、今仰せのような結論をお引き出しになりますと、若干私どもの考へと違つております。一応、私は昨年以來の証券市場の分析を申し上げたわけですが、そこで、ただいまの段階は一応、信用取引の警戒すべき面というものは大きく後退して、実物を中心の市場になつておる、しかし、ここにも種々注意をすべき問題があるというのを申し上げたわけでございますが、非常に大きく後退いたしました信用取引も、これは必ずしもそれっきり衰えてしまふものでもないと思ひます。今後の金融情勢等において、先ほどお話しのように、資

金面のさらに潤沢な資金ということも予想して参らなければなりません。従つて、これを端的に現わしておりまところの信用取引取組の状況あるいは証券金融会社の融資残高の状況、これらは常に注意をいたしております。今日は比較的落ちついておりますので、今差しあたりどうということとはございせんが、それらが、さらにこの信用取引が増高の傾向になりました場合には、あらためて信用取引の面からの規制ということも考へて参らなければならぬことは当然かと思ひます。しかし、今日はまださういふ復讐は出ていない、こゝういふふうに申し上げた次第であります。

なお、実物の取引を中心とする市場でございまして、申し上げましたような取引所あるいは証券業界というよりなそれぞれの団体なり機関におきまして、なすべきことが多々ございします。最後にはもとより大蔵大臣の監督権が発動する余地もあるわけでございますから、これらにつきましては常に注意をいたしまして、いわゆる不健全な傾向については、時を失せずして、これを是正していくような措置を講じたい。

さういふ面から、今日の証券業に関するいろいろな規定、これについても私どもは必ずしも現状でそのまゝよろしいとは考へておりません。たとえば、手近なところで申しますと、取引所の定款等におきまして若干改正を要する面があることも認めておるわけでありま。たとえばは会員——御承知のように、取引所は会員制度でございします。が、会員に対する監督権、検査権、あるいは報告を求めてその報告に対して

措置をする権限等につきましても、具体的に取引所が今日持つておる権限なり責任で十分であるかどうかということ、これは毎日の取引の状況に照らして判断をいたしております。従ひまして、それらについて改正をする面は時々これは改正をはかつて参るつもりでございします。

なお、お言葉の中にございました、たとえば投資信託、証券の投資信託等につきましても、私どもとしましては、御承知のように、今日まで順調な伸びを示しておりますが、今日相当、これは二百億をこえる大きな資金になつて参りました。こゝういふものを、証券会社が、みずからその受益証券を売ると同時に、さういふ財産の委託会社になつておるのが今日の制度でございしますが、証券会社が委託会社になることが今日の状況において適當かどうかという点については、十分検討を要する問題といたしまして、将来の方向としては、これを大體特別の委託会社というものを設けて、そしていわゆる受益証券の販売会社と委託会社、これの委託を受ける信託会社というふりな、三つのそれぞれ独立した機関に分離して参るといふ方向がむしろ正しいのではないかと考へ方をもちまして、これらについてはほとんど具体的に研究を進めておる段階に参っております。業界においてもさういふ点については十分研究いたしておりますので、これらはいずれ成案を得まして、改正の運びに持つていきたいと考へておるのであります。

まあさういふ意味から、われわれとしては今後、大きな意味で、直接投資を奨励し、経済の民主化ということ

の改造に国民大衆が信頼され、不安感なしにその方向に進まれるように、いろいろの制度を整備して参りたいと考へておりますから、一方では堅実な株価の上昇ということは望ましいことでございしますが、それをささえていくつばな取引の場というものを作つていくためには、十分これから研究をして、改正を要する面が多々あると、こゝ考へておるのであります。

○平林剛君 最後に、これは念のためにお尋ねをしておく問題であります。政府としても、最近の株式市場から、いろいろの配慮をしておることは、よくわかりました。その中で、証券会社に対する業務内容ですか等についてもいろいろ目を届かして、大衆投資が一般経済に悪影響のないように配慮をしておると思ひますけれども、現在、現状において何か問題があるようなところはございせんか。

○政府委員(正示啓次郎君) 証券界全体として、先ほど申し上げたような点について、今後ともなお改善をはかつていく必要があると思つておりますが、当面の証券業界におきまして一番の問題は、やはりいわゆる大証券と中小証券との関係であらうかと思ふのであります。この大証券と中小証券は、まあいわば日本の経済の縮図のようなものとも言えるわけでございます。大企業と中小企業というふうなもの、大企業と中小企業というふうなものの関係にも通じておるかと思ふのであります。私どもといたしましては、これはどこまでもこの証券界全体を、先ほど申し上げたように、健全に育てていく必要を考へておりますので、これからの問題といたしましては、ぜひとも大証券、中証券、小証券、それぞれところを得て、証券界全体の中に入りつばに機能を發揮していただきたい、こゝ考へております。

しかし、当面においては、若干そこにはやはり無理があることは事実でございまして、現に中小の証券では、今日のような証券界が相当活況を呈しておりますときは、さうでもないものであります。これが一たび不況になつて参りますと、どうも業務を継続していくことが困難だといふふうなものの中に、証券界全体がむしろ今のうちに活況を呈しておるときに、中小の証券業者等につきましては、やはりさういふ繁栄のときにむしろ非常の事態に備へるような堅実な経営をやつていただく必要がある、こゝういふ意味から、私どものやつておりますことは、少くとも年に一度は必ず各業者の検査をいたしまして、そしていわゆる負債倍率、流動負債と流動資産の関係を中心に、経営の堅実化ということに非常な力を入れて指導をいたしております。大體、私どもはこゝういふことによつて、あまり不健全なものを営業させておるということはないと思ふのでございしますが、中には、なかなかこれは一種の行政的な検査でございまして、強制権を伴つておりません関係で、場合によりまして、見落とし等もあり得るわけでございます。さういふことのないように極力努力はいたしておりますが、やはり相当、五百数十社といふふうな多くの業者でございしますから、中にはさういふものもありまして、これらが不始末をいたしましては、証券界全体の信用にかかわるといふふうなこともございします。なお、今後一そりの努力をいたしまし

て、さうなことをいふように注意をいたしたいと考えておる次第でございます。

○大矢正君 二十九年に特別措置の法律ができて、自來今日まで、評価益の資本への組み入れが行われておるのですが、大抵前の法律を作るときには見通しとして年限を限られたという事は、その年限の以内において相当大幅な資本の組み入れが可能じゃないかという考え方のもとに、おそろしく年限が切られたのではないかと私は思うのですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えを申し上げますが、大抵現行法が、本年の九月でございますが、九月の決算期までということになっておりまして、これは当時の配当の水準等から見まして、一割五分というふうなことにいたしておきまして、組み入れを間接的に促進するという考え方で相当効果があるものと考えていたことは、御指摘の通りかと存じます。しかるに、その後におきましては、御承知のように、配当水準も漸次低下をして参りまして、大抵こういう制限というものがあまり効能を発揮しなかつたのであります。そういう点から、当時考えていたほどに組み入れが促進されていまいというのが大抵の実情かと考えております。

○大矢正君 三十三年末現在の一括した組み入れの年次別の内容というものが、こゝへ資料としてあなたの方から出されておるのですが、これは産業別に再評価の積立金がどの程度あり、しかも、組み入れをどの程度行い、かつ、どの程度取りくずしたかという資料といえますか、そういうものはありますか。

○説明員(庭山慶一郎君) 全体のものはお手元に差し上げましたような資料で、組み入率が大体一七割ぐらいになっておりまして、業種別に見ますといろいろございまして、私どもの方で資料は一応検討しておりますが、あまり煩瑣になりまして、要点だけを御説明申し上げますと、電力業は再評価積立金が非常にたくさんございまして、これは組み入れ割合は、電力会社の収益の状況もございまして、非常に悪いでございます。大体五割余りしか入っておりません。でありますから、それを除きますと、お手元に上げましたような資料で電力会社を除きますと、大体二六割ぐらいになっておりますが、二六割の中の内訳を大体傾向的に申し上げますと、陸運業、つまり地方鉄道でございますが、そういうものが非常に悪い。これは、そういう地方鉄道は、運賃等の関係がありまして、収益力が伴いませんので……。それからその次に、機械メーカーが比較的少い。それから倉庫業でございます。こういうものも料金の統制を受けておりますので、少うございまして、それから金融保険業、これは銀行経営の特殊性にかんがみまして、現在はまだそれほど組み入れておりません。しかし、その他の業種につきましては、特別に顕著な特色はございせん。大体相当額組み入れておると思ひます。で、一般的に申しまして、収益率の高い企業は、あるいは半分、中には八割程度組み入れを終つておるようなものもあるようでございます。

○大矢正君 この再評価積立金というものは、実際問題として、将来どういうことになるのか。かりに二年間なら二年間の法律の延長と、それから組み入れない場合の配当の制限を行わなければならない、それでおかつ、膨大な積立金というものが二年後もなおかつ残るといふような事態があつた場合には、どういふことになるのか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは私どもも、今回の期限法が期限が参りますので、それをどうするかという過程において、非常に突つ込んで問題とした点でございます。で、非常に短兵急な考え方としましては、たとえば、残りの相当――まだ一割七分強しか入っておりませんから、八割二、三分のものをどうするかという問題がございまして、短兵急に、もう全部とにかく一定の期間内に、たとえば三年なり四年なり五年なりの間に全部処理をしてしまへというふうな議論もあつたわけでありまして、これは一つの方法かと思ひます。いずれにしても、その間に処理をつけてしまつて、本来のあべき姿に再評価積立金というものを処理をしてしまふということも考えられるところであつたのであります。これはしかし、御承知のように、これは経済の安定的な成長ということを主眼にいたしておりますから、まあ、それにねらいをつけてやればやれないこともないかと思ひますが、しかし、それはやはり一つのリスクを含んでおることであるから、やはり今御説明申し上げましたように、業態によりまして、ずいぶん収益等も違つておりますから、やはりこの際としまして

は、漸進的な方向をとつた方が安全である、こういう考え方をとりまして、大体二カ年ぐらいの期間を定めまして、従来の規制を若干強めたところで間接的な強制をして参ろう、こういう結論に今結局到達いたしましたのであります。

そこで、ただいま大矢委員の御疑問は、二年後に相当の組み入れが行われるとして、なお残るやつは一体どうするかというお話でございますが、これは、二年後の経済の状況等を見まして、今度は最終的な処理案を作り得るか、さらにまた今回のような方法で間接的な強制の度合いを強めて、引き続いてそういう施策をやつていくか、これはそのときの経済情勢を判断いたしまして決定すべき問題じゃないかと考へております。少くとも今日の私どもは、先般衆議院でございまして、先般衆議院でもいろいろ議論がございまして、非常に大切なこととございまして、そのための施策というものは、なお多く残されております。それらの施策とあわせて考へまして、今後二年間の情勢をよく考へ合せて、その次に取るべき方法を考へていく。従つて、間接的にいくか、あるいは直接一挙に処理するかは別といたしまして、漸次この積立金というものはあるべき姿の、いわゆる資本に組み入れられる形において処理されていくことは間違いない、こゝろまででございます。

○大矢正君 全然、将来に対する、いづつごろまでにめどがつくかということに不明のままにやられるということになるわけですね、結局そうなるかと。

○政府委員(正示啓次郎君) 不明というわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、前回の、五年前にありますが、法律をおきめいただいた際におきまして、一割五分という一つの配当水準、これに対して三割以上の組み入れということを想定をいたしまして、これで相当の効果が上るといふ一つの目安を立てたのであります。が、今回は、提案を申し上げておりますように、二つの限界を設けて、その規制の間接的な効果ということによつて相当程度にその方向に推進できるといふことは、たびたび申し上げた通りであります。二年後のことについて、的確に今どちらにするかというふうな、まあこの際断言しろと言われまして、これは二年後の情勢を見ないとはつきり申し上げかねるのでございまして、方向といたしましては、これは先ほどお答え申し上げましたように、漸次あるべき姿になっていくという考へでございます。また、経済の諸般の施策は、大抵ねらいをそこに置きまして、企業資本の充実ということが、先般お話をいたしましたように、日本経済の体質改善の重要な項目になっていくのでございまして、私は今申し上げたような方向に進むことについては、はつきりと見通しとして申し上げて差しつかえないと、かように考へるわけでありまして。

○大矢正君 日本経済のこれからの総体的な伸びの問題とか、もちろんそれが産業別、業種別にはいろいろ異なつた形が出てくると思ひますけれども、大抵政府が経済五カ年計画に基いて現実に経済政策を進めているのだから、そういう計画がある限りにおいて

は、さらに今後二カ年間延長をする過程の中では、この法律の改正によつて、単に延長だけでなく、制限の強化をやつていくわけですから、これを通じてどの程度組み入れが可能なのか、こゝの点については見通しありません。

○政府委員(正示啓次郎君) この前御説明を申し上げたと思いますが、大體、今回のこの措置によりまして、直接規制の対象となります会社が大體九十社程度、そして組み入れの対象となる金額は大體三百億程度と、こゝういふことを申し上げた次第であります。

○大矢正君 そうすると、この二年間の間は三百億程度しか見込みがないという意味になるわけですか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいま申し上げたのは、いわば直接的に対象となる再評価積立金の額を申し上げたのであります。先般の参考人の供述でも明らかな通り、こゝういふことをいふことが、一般的に資本充實の考え方を非常に鼓吹するのみならず、この無償交付自体が多くの有償増資を伴つて、それがプラス・アルファの効果を上げて期待できる、こゝういふふうなわれわれは考へていたのでございませう。ただいま御質問は、直接の金額を御指摘でございまして、一応お答え申し上げますが、これに伴つて生じます有償増資の見込みというものは、的確に申し上げかねますが、相当額に上るものと、かゝるに考へておる次第であります。

○大矢正君 今の実際の株の配当現況を見ると、特別な株は別としても、ほとんどが一割五分以下で、一割二分、一割というのが一般的じゃないかと私

思ひますが、そうなるて参りますと、こゝで制限の強化を行なつても、あまり今まで以上に多くを期待することは困難じゃないかという気がするのです。

○政府委員(正示啓次郎君) これはまあ一つ、先ほど申し上げましたように、短兵急に、たとへば一割まで下げたままではやるといふのも一つの方法であり、さらにもう、一定の積立金の組み入れをしなれば、かりに六割とか七割とかという非常に高率の組み入れをしなれば、非常に低い配当でもできないといふふうな考へ方も、理論的には可能でございませう。御指摘の点にはあつて、先ほど申し上げた数字は、こゝういふひつかりの効果というものは少ないではないかというお感じかと思ひますが、まあその点を実は最近、申し上げたように、われわれとしてはいろいろな場合を想定いたしましたが、結局、漸進的に進んで参る。これはまあ建前として、あらためて申し上げるまでもなく、企業が、その企業の状況によりまして、今日企業の自主的な判断で再評価積立金を全部資本に組み入れるということが許されるといふ企業、これが条件がよい企業等においてはそのようなことが可能でございませうが、こゝういふこともむろんできては、まああまりフリクシヨンの強くないような一つの最低の線を求めまして、五割以上組み入れなければ一割をとる配当はできない、三割以上を組み合わせなければ一割二分をとる配当をすることができないといふような、一つのモデルラインと仰せになれば、モデルラインと線と仰せになれば、

こゝういふ線において一つの誘因を作る、きつかけを作る。そうしますと、これが企業に対して、先ほど申したように、一般的に資本の充實といふことの思想を鼓吹することにもなり、また、それがこの再評価積立金の組み入れといふことだけでなく、これに関連して、無償なり有償なりの増資を伴つて、それが企業資本の充実に寄与する、こゝういふことをねらつたわけでありませう。

従つて、これ自体が非常にプラスチックでないといふお感じは、これは仰せの通りかと思ひますが、これは、全体の産業界をながめ回して、あまり無理のない線でご申し上げたような効果は上げていくためには妥協な一つの線ではないか、こゝう考へておる次第であります。

○大矢正君 今までの経過を見ると、一七・九%ですか、一八%に満たないといふようなことで、事実こゝういふ法律が作られても、その法律ができたことによつて、積極的に組み入れが行われているといふふうにもあまり考えられないやうな気がするのでございませう。それはまあ別としても、もう一つお伺ひしたいのですが、今まで行われた組み入れの中で、特に無償増資と有償増資の割合といふのはどんなふうになつていますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 御趣旨は、一七%の組み入れに伴つて、どの程度の有償増資なり無償増資がこれに伴つて行われたのか、こゝういふ御質問の御趣旨かと思ひますが、これはまあその厳密にこゝういふ調査はいたしておりませうので、先ほど申し上げたように、相当のものをまあさそつておるといふ

ことだけは、事実として申し上げることができると思ひます。まあ実際の会社の経営の面ではございませうので、これだけは積立金の組み入れに伴つた増資であるといふことを実ははっきりと証立するやうな材料は手元に持ち合せませんが、相当それが一つの刺激となつて、申し上げたやうな有償増資あるいは無償増資といふものが行われておる、こゝういふふうなわれわれは考へておるわけでありませう。もし、しつて必要といふお話でございませうれば、具体的に二、三の会社につきまして、増資の行われた会社につきまして、まあ調べることはできるかと思ひます。

○大矢正君 資本金の多い会社の場合には、比較的配当が増資をすることによつて下るとしても、下る率といふものは少いわけですね。しかし、実際資本金があまり多くない、資本の少ない企業では、大幅に配当が下落するといふやうなことから、積極的に組み入れが困難だ、増資も困難だといふことに私はなると思ひます。今まで数字が出されて、こゝういふ産業が比較的組み入れがはかっているか。まあ八〇%も積極的に進められているといふやうな話がありまして、たゞれども、大體今言つたやうに、資本金の多いところは、比較的……組み入れと、その無償増資を問はず、増資といふものは積極的に実際の姿としては進んでおるものですか。

○説明員(庭山慶一郎君) ちょっとこまかい数字の問題に関連するので、私から便宜御説明させていただきます。私思ひますが、今おっしゃいました配当率が現在高い会社が増資をします場合には、あるいは無償増資あるいは有償

増資をします場合に、配当率を急激に下げなければいけないといふこととございませう。それはその通りでございませう。で、私も今度の改正で考へておりますのは、大體株価が高い会社、つまり過小資本で収益率が名目的に高くなつておつて、だから配当率も名目的に高い会社を、もつぱら対象としたしておりますから、こゝういふ会社が無償増資なり有償増資をします場合は、配当率は急激に下ることは確かでございます。だけれども、それらの会社は収益率が高うございませうから、株価が、たとへば五十円払い込みの会社の株が二百円なり三百円なりしているといふものがたくさんございませうから、それによつてその会社がたとへば額面割れをしても、以後増資ができなくなるといふやうなことは全然考へておりませう。やはり一つのこのねらいは、こゝういふふうな何と申しませうか、会社の資本の充實を明らかにして、こゝうして適正な収益率なり適正な配当率にしたいといふことをねらつておるもので、こゝういふことをとらえて、直接増資をいたします場合の企業比較といふものができないといふことになりませう。だから、こゝういふところが一つのねらいであります。

それで、現在配当率が低くて、株の値段が額面よりあまり上つていない、六十円とか七十円という会社で、その会社が今度増資いたします場合には、大體こゝういふ会社はおおむね資本金が大きくなつておる。場合によつては再評価積立金をたくさん組み入れまして適正な資本になつておる。それから、こゝういふ会社は現在配当率が少い。ですから、その後の企業努力によ

今日のわれわれの提案に対しても、一部の産業界ではこれは相当むずかしいというふうな御判断もあらうかと思うのでありますが、しかし、これは大勢として、資本の充実という施策を強力に進めていくためには、今日程度のものは最小限度必要であるという結論に到達いたしましたので、今回のような提案をいたしている次第であります。

従って、一昨年の、一部に報道せられましたような案というものは、これは全然われわれの最終案というものではなく、その過程における一つの意見等が報ぜられたのでありまして、これを、たとえば先ほど申しましたような基幹の産業は、昨年以來の調整の過程を経た産業というふうなものの実情から比較検討されましたも、大体今日われわれのやり得ることは、ここに御提案を申し上げましたようなところが妥当な線ではないかと、今でもそういうふうな確信をいたしている次第であります。

○平林剛君 まあ三度目の正直という言葉があるけれども、これはまあ四度目だね、資産の組み入れというふうな措置をおやりになるといふのは、まあ今お話しのように、三十二年十月当時はいわゆる神武景気と呼ばれたので、大蔵省としてもこれはまあ最終的結末をつくる段階だとして、相当な積極的な構想を立てたものと私は見るわけでありませう。今回の提案は最終的な処理とみなしていいように、法律案文その他を見——まあこれはあとはあなたの方の質問にはならぬかもしれせんけれども、日本の経済に対する見方というものの、まあいけば法律案に端的に現れたような感じがするわけですね。

ね。まあこれは、いずれまた大蔵大臣で来たらしいいろいろお尋ねをすることにいたしますが……。

最後に、資産再評価審議会のメンバーというものをちょっと聞かしておいていただけませんか。

○説明員(庭山慶一郎君) 再評価審議会のメンバーでございますが、これはできましたのが、たしか昭和二十六年に再評価法を作りましたときでございまして、今の委員会の考え方と少し違っております、まず関係行政機関の代表が七名入っております。これは各省次官でございますが、申し上げますと、経済企画庁、法務省、大蔵省、通産省、農林省、運輸省、自治庁の各事務次官でございます。それからあと、産業界の代表の方なり、学識経験者の方がおられますが、これはお名前を全部申し上げますか。

○大矢正君 そうです。

○説明員(庭山慶一郎君) 経済団体連合会会長石坂泰三さん、日本石炭協会会長栗本幹さん、電気事業連合会の会長菅さん、日本鋼管社長の河田さん、日本化学工業協会会長の原安三郎さん、日本機械工業協会会長の倉田主税さん、日本中小企業団体連盟の副会長の教原三郎さん、私鉄経営協会会長の鈴木清秀さん、十條製紙社長の金子佐一郎さん、全国銀行協会連合会会長の小笠原光雄さん、日本船主協会会長の井保造さん、それから学識経験者の方といたしまして、横浜国立大学教授黒沢清さん、京都大学講師の沙見三郎さん、一橋大学、この間まで学長をしておられました井藤半弥さん、日本銀行副総裁の井上敏夫さん、日本公認会計

士協会会長の太田哲三さん、大阪大学教授の中西寅雄さん、日本経済新聞社の円城寺次郎さん、農林中金の楠見義男さん、以上でございます。会長は大蔵大臣となっております。

○大矢正君 政務次官ね、この間の参事人の意見にもあつたようですけれども、例の配当を払うには結局法人税の対象になる、だから、借入れをした場合には会社としてはもうかるじゃないか。これは今始まったことではなくて、前から議論があつたことなんだけれども、結局、そういうふうな実際上の姿がある限りでは、これはもう評価益のいわば組み入れもさることながら、企業が自己資本をふやすというよりないいわば積極性なんというものはとうてい生まれてこないわけですね。

今度の法律には、もちろん、それに対してどう対処するかというふうな政府の方針も出ていないようだし、聞くところによると、明年度の予算編成にからんで、来年は税法の全般的な検討を行いたいというふうなことを政府は逃げ口上として言っているわけだけれども、実際問題として、今私どもが聞いている範囲では、明年度の税制改正というものは、地方税と国税の均衡といひますか、関連というか、そういうことに重点が置かれて、税制審議会が何か知りませんが、そういうところで議論をされるように聞いているのであります。が、そうなるべくとも、明年度も、いわば今言つた株と借入金、増資と借入金とのアンバランスというものは正が行われないから、増資も比較的停滞がちだという結論になつてくるわけだが、それは大蔵省内では現実にはそ

う議論が進められておるわけですか。

○政府委員(佐野廣君) この問題は、私も専門家で必ずしもないのでございまして、非常にむずかしい問題だと思ひますが、仰せのように、税制審議会というものは、この前の三十四年度予算の編成の際に、国税、地方税の割合をどういふふうにするかというふうなこと等も、きわめて根本的な、解決しなくちゃいけない大きな問題として悩みを感じたところでございまして。七百億減税と申しまして、これが国税にどれだけのウェイトを置き、地方税にどれだけのウェイトを置くかということに、きわめて最初の私どもの考えた割合とは違つたものの出たことも事実でございまして。こういうふうな点も、この税制審議会におきましては根本的に解決しなくちゃいけない問題でございまして、またこの企業課税の問題、これも急いで検討しなくちゃいけない問題として考えておるわけでございます。

今お話しのように、配当と金利の問題、こういうふうな問題はきわめて根本的な問題でございまして、議論のいろいろ分れるところと思ひますが、政府といたしましては、かれこれ含めまして、税制審議会というものを作りまして、それぞれの専門家の方々の御意見等も承つて、正しき税のあり方というものを作り出して、こう、こういふふうに先般来話をいたして、来年度から至急これにとりかかりたい、こういうふうな考えておるわけでありませう。根本的にはそういうふうな考え方でございます。

○大矢正君 諮問をするからには、どういふところとどういふところが当面は問題になるというところで、税制についても諮問をするという私には思ひますが、この問題は小さな問題でなくて、非常に大きな問題だから、当然税制審議会のよりないわば一つの審議会ができた場合には、それが政府の諮問の一つとして出されるように方針がきまつているのですか。

○政府委員(佐野廣君) ただいま具体的に羅列してお答えするような段階にはまだなっておりませんが、来年度の早々から、各方面にいろいろ御意見のある問題を取り上げていくというところになつておる程度でございまして、今申し上げました企業課税の問題等は、差しむき急いでやろうというふうな考えておるところでございまして。

○大矢正君 これは、さつきから議論になつておる、増資が可能か不可能か、実際に増資しても引き受け手があるかどうか、まあ全額無償でやる場合は別だけれども、そういうふうないろいろ問題もあるだろうし、それから配当の問題ももちろんあると思ひますが、やはりそういう一切のものは、何といつても一般の預金金利といふものと相当関係が出てくると思ひますが、その場合に、今の預金金利といふものを下げる必要はないといふことを大蔵大臣は言つておるわけだけれども、それは実際問題として、銀行のいわばコストの引き下げによつて、たとえば貸出金利の下分はまかなえない議論は、それで議論としてはいいんだけれども、現実の問題として、資本のいわば増加が行われないという理由には、多少なりとも配当という問題、

高率配当しなければ今の預金の金利とつり合ひがとれないということも、一つの原因としてあるんじゃないかという気がするのであるが、僕らしろとだからよくわからぬけれども、そちらの方から聞かしてもらいたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 金利の問題は、これは非常に大きな問題でございまして、今日公定歩合が先般引き下げられましたことに関連をしまして、すぐ預金の金利をどうするかという問題については、大矢委員御指摘のように、今すぐこれを下げるといふようなことはできないという点について、では、さういふお話を申し上げたと思ふのでありますが、今、次に御質問の点は、有償増資等がもう少し盛んに行われるためにはやはり配当というものがもっと行われなければならないんじゃないか、あるいは配当というものと預金の利子というものとアンバランスがあるんじゃないか、こういう御指摘かと思ふのでありますが、一応この点については、もとより全体の金利水準が低下していく、そしてそれが国際水準にさや寄せしていくことが、金利の政策の大きな方向としてそうあるべきだといふことは、大蔵大臣もたびたび申し上げた通りかと思ひます。そしてそういうものが全体として低下していくよりなときに、配当の水準もまたおのずからこれに従つて低下しても、なお企業としては十分やつていける、こういうことになつて参るのだと思ふのであります。

しかし、さしずめ有償増資が行われない一つの大きな障害は、むしろ企業の面におけるコストの計算、こういう点にあらうかと思ふのであります。この点は、先般の参考人に対する各委員からの御質問も、大体さういふところに歸着しておつたかと思ふのであります。今日法人税等の負担がやはり相当重いものでございまして、企業としては、借入金で利子を支払つていった方が資本の増加によつて配当していくというよりも、企業の負担自体が非常に違つておる、これは主として税制の面にさういふ違いがあるんだという点を御指摘になつておつたかと思ふのであります。これらの点は、金利水準の面とはまた別に、今後企業課税の一つの問題点として、さつそく税制審議会等で研究されるべき問題かと考へておる次第であります。

○大矢正君 十九国会のときに参考人を呼んで、特に証券業者の代表が出席して説明をしていられる中に、どうも当時の政府の提案は比較的配当の制限がきつ過ぎるから、もう少し緩和せよといふ、いわば理屈が出されたのです。そこでどういふことを言つていられるかと、昭和十二年から三年の定期預金の利率を見ると、これは三分三厘だ。二十九年の今日は六分になつていゝる。社債の利回りは、十二年、十三年が四分三厘で、それが今日では九分四厘から五厘になつていゝる。株式の利回りは、昭和十二年から十三年は六分から大体七分くらいだった。この計算でいくと、今日のいわば株式の内容から考へて、最低一割二、三分から一割五分くらいまでの配当をしなければならぬんだ、という議論をやつておつたんですが、まあこの議論からいくと、さつき平林委員と局長との話のやりとりで、今大幅に有償、無償を問わす——まあ有償増資といふものが当然

大きくついていくと思ふのですが、それを大幅にやると証券業界が混乱をするおそれがある、それがひいては経済に及ぼす影響が大きいんじゃないか、こういうふうな議論があるのですが、どうも話が合わないやうに思ふのですが、現実の問題は、非常に株が高いという点は明かに事実上の問題として、もちろん品薄のこともあるかもしれないけれども、勢いやはりバランスのとれた配当がなされていゝるから株高といふものが持続されておるのじゃないか。さうすれば、一割三分か一割五分に現況はなつていゝるかは別問題としても、少くとも株高である限りにおいては、多少ここで線をきつゝして、配当の制限をきつゝして、大幅に増資を行はせようという方向に持つていつたつて、さう大きな混乱が起るやうなことはないのじゃないかといふ、これはさういふとすからわれわれよくわかりませんが、さういふ感じがするのですけれども、どうもさつきから意見を聞いていゝると、さうかなと思ふけれども、また振り返つて考へてみると、どうも合わないのですね。

○政府委員(正示啓次郎君) たびたび申し上げますやうに、証券界が株の供給がふえたと非常に混乱するといふことをおそれて、非常に手ぬるしたのじゃないかといふことは、これは全く私どもとしてはさういふやうに考へなかつて、先ほど平林委員との問答におきまして、今日の株式市場といふものは利回りから申しますと、むしろ行き過ぎのやうな点も実はあるわけでありますが、これは需要と供給との関係で、若干当座のところ利回りからいゝると不利でも、株を持ちたいといふやうな大衆の投資意欲といふものが非常に高い、そこから株式界の今の活況といふものが出てくると、こういう分析を申し上げたわけでありまして、そこで仰せの御趣旨は、それじゃ、どうももう少しシビアな、たとえば一割二分といふのを一割とかいふやうなことを考へなかつたかといふやうな御趣旨かと思ふのでありますが、これは先ほどもお答え申し上げましたやうに、まあ日本の基盤産業といわれております電力とか、あるいは鉄鋼とかガス、この公共性の強いガスといふやうなものをとつてみますと、先ほど御説明申し上げましたが、業態別に見ましても、非常にこれらは収益力は比較的低く、しかも、相当これからの公共的投資等を含めまして資本をさらに投下していかなくてはならぬ産業であることは、申すまでもないと思ふのであります。さういふ産業に對しまして、これを今のくらゐのところで押えていくかといふやうな考へ方をいたしてみますと、まあ大体今申し上げたやうなところに制限を置きまして、それより低い配当をするやうな場合には組み入れを延ばしていつてもやむを得ない、さういふ考へ方もとらざるを得ないのじゃないか。そこで、配当率をうんと低くして組入率を高くしていくといふことは、これらの産業から申しますと、一方で政府が財政投融資等で相当の資金を出しておること、御承知の通りであります。さういふ政策から申しまして、つじつまが合わないやうな施策にも相なるわけでありまして、主としてさういふ点に考慮を払いまして、漸進的に、モダレーナな線で組み入れを促進していくこと

が正しいと、さういふ判断をいたしたわけでありまして、○西川基五郎君 これですが、企業の積立金の資金組み入れですね、これは奨励しておられるが、企業によつてはこれをやらぬやうに指導しておられる企業があるのですか。○政府委員(正示啓次郎君) 企業によつてやらぬやうな指導はいたしてありません。できるだけみんながやつていただきたいのであります。今申し上げたやうなものは、なかなか高い配当もできません、また組み入れもなかなかできないといふやうな実情のものもある、さういふことでございまして、私どもとしては、全体にできる限り企業が組み入れをやつていただきたい、さう考へておられます。○西川基五郎君 ところが、金融機関です、たとえば銀行、これは大蔵省の方の銀行局から、これはむしろおめおめるのじゃないですか。○政府委員(正示啓次郎君) 御承知のやうに、金融機関につきましては、配当を比較的強く押えておることは御承知の通りであります。そこで、従来さういふ政策と関連をいたしまして、まあ組み入れといふことについても若干時日を要しておるのでありますが、最近は大んだんわれわれと同様の考へ方で指導をいたしております。

○西川基五郎君 それは事実と違ひのじゃないですか。実際は、銀行局の方で、それはやるべきものじゃないといふことで、強く指導をしておるのじゃないですか。○説明員(庭山隆一郎君) 今、西川委員の御質問でございまして、これも初めからのいきさつも関連いたします

が、再評価積立金は、これができましたときは、何と申しますか、インフレ当時だったものでありますから、利益の蓄積だというふうな考え方があったのですが、いろいろ最近、昭和二十九年あたり資本充実法を作りましてからは、これは利益の蓄積ではなくて資本であるというふうな考え方に、時代とともに認識が変つてきたわけでありす。今度この法案を作ります場合には、いろいろ検討いたしましたのですが、相手の会社が何業をやつておろうと、今、局長から申し上げたような考え方は同じであるのであります。銀行だから別な扱いをするということは、理屈に合わない。その辺の思想統一は現在の大蔵省ではできております。

ただ、問題はいろいろありまして、要するに、施策をやります場合に、何と申しますか、重要性の原則というふうなものもござります。金融機関の再評価積立金というのは、これは金融機関の持つております建物を再評価したことによつてできたものでござりますので、金融機関全体の資産の中に占めますウェイトは非常に少いわけでございます。でありますから、おのずから、これがたとえ電力会社のようにたくさんありますと、そもそも再評価積立金とは何ぞやという認識がすぐ問題になりますので、非常に重要に取り扱われますが、金融機関の場合は御承知のようなものであり、またその見合いになる資産が建物である。一般の企業の場合には償却をし、また絶えず技術革新その他によつて新しくすることを要請されておる償却資産でありますから、そういう問題が非常に現実の問題としてやかましくされるのですが、金融機関においては若干そういう監督の違ひがあつたかもしれませんが、別に銀行によつてどうするといふふうなことは、銀行だからどうするといふふうなことを考へておるわけではないといふことだけ申し上げておきます。

○西川基五郎君 それで、理財局長に申し上げておきますが、今おっしゃつたことは、あなたの方で統一していても、銀行局の方でそういう指導がないように、一つお取り計らいをお願いしたいと思います。お願いいたします。

○大矢正君 まだ時間が早いから……評価益を対象にして増資をする分は、区分をしていないから、だから、どの程度それが対象になつたかということとは不明だ——不明だとは言わぬが、まあわからないというよりなざつきの御説明ですね。ちよつと違ひよりですが、そのお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(庭山慶一郎君) ちよつと御質問の趣旨が私理解いたしかねますので、非常に恐縮であります。もう一度その辺はつきり一つ言つていただければ、御答弁いたします。

○大矢正君 僕は、その有償増資と無償増資との区分というものは、総体的にはもちろんあつて、わかるでしようけれども、積立金を対象にして増資をするという分を抜き出して、総体的なものから抜き出して、そのうちに有償と無償はどうなつておるかということをおな答弁できないだらうと、こゝ言つておるのです。

○説明員(庭山慶一郎君) そういうことは別に問題にならないわけでございます。積立金を対象にして増資をするとか、いろいろおっしゃいますが、そういうことはございせんので、会社が増資をいたしました場合に、普通の場合には、一億なら一億の金が必要から、株主に対して有償の、一億の割当をして、株主から一億の金を出資をしてもらふ。それが普通の場合であります。が、無償だけの増資を申し上げますと、別に会社にこの際株主から金を入れてもらふ必要はないが、再評価積立金は本来株主のものであるから、会社の収益状況がよくなつたときにそれを株主に株をお渡しすることによつて、それからその分に対して配当をするといふのが、これが無償増資でありまして、その二つを合せた増資の場合には、たとえば十億増資をする場合に、八億は株主から取り立てる、二億は無償の交付をする、その場合に個々の株主は五十円の株券について四十円払い込む、四十円払い込むと五十円の額面の株券がくるというだけのことでございまして、その辺はつきりしておると思ひます。

とか、いろいろおっしゃいますが、そういうことはございせんので、会社が増資をいたしました場合に、普通の場合には、一億なら一億の金が必要から、株主に対して有償の、一億の割当をして、株主から一億の金を出資をしてもらふ。それが普通の場合であります。が、無償だけの増資を申し上げますと、別に会社にこの際株主から金を入れてもらふ必要はないが、再評価積立金は本来株主のものであるから、会社の収益状況がよくなつたときにそれを株主に株をお渡しすることによつて、それからその分に対して配当をするといふのが、これが無償増資でありまして、その二つを合せた増資の場合には、たとえば十億増資をする場合に、八億は株主から取り立てる、二億は無償の交付をする、その場合に個々の株主は五十円の株券について四十円払い込む、四十円払い込むと五十円の額面の株券がくるというだけのことでございまして、その辺はつきりしておると思ひます。

○大矢正君 結局、再評価をするといふおんな原因というものは、戦後の混乱とインフレが急速にあつたためにやると、こゝろこゝろになるわけでしょう。そうすることですね、事実問題として、その時期に銀行預金その他をやつた場合には、確かにそれは利子はもらつたかもしれないけれども、しかし、利子よりはインフレの方が早いわけですからね。そうなりますと、結局、金を銀行から借りてそして設備を行なつた。設備は、実際の価値というものは漸次インフレとともに高まつていくけれども、金の価値というものは結局高まつていかないわけですね。そうすると、そういう実際の姿からいくと、かりに評価益といふものはすべてがこれは株主に帰属すべきものであるが、法律上にはそれがもしぬければ、考へ方としては、どうもそこが僕らは理解できない。

○政府委員(正示啓次郎君) これは先般、たしか参考人にも御質問あつたと思うのであります。大体今お話しのように、再評価の行われた理由をいたしましては、これは一種の貨幣価値の変動と資産といふもののノミナルな価値といふものとのらみ合せまして、これをできるだけ実際の価値に合致したということが再評価の趣旨であります。御指摘の通りだと思ひますが、問題は、そういう貨幣価値の変動といふものが起つたために企業の資産が増加した、これをどうするかといふことになつてくるのだらうと思ひますが、これはまあやはりどこまでも、お認めのように、法律の關係からいいますと、資本を出しておる株主といふものが、これをどうするかという点についての権利を持つておるわけでございます。また、そうしなければならぬという意味におきまして、この組み入れを促進していくわけでありまして。

問題は、大矢委員の御趣旨は、むしろ先ほど来いろいろお話し申し上げましたような新しい経済の倫理といひますか、感覚から申しますと、どうも企業の全体の中の何といひますか、労使の關係といふふうな点に關連をして参ると、ただそれだけでは割り切れない

ような感じがすると、まあこゝろこゝろ御趣旨かと思ひます。この点は、私は、やはりこの間参考人が申し出ておりましたように、企業の基礎そのものを強固にして参る。これはやはり企業の資本を出しておりますものの常に念願しなければならぬ点であるから、やはりその面から、企業の中における使用者と労働者との關係といふものも、全体として企業の基礎を強固にし、一その収益力をつけて参らぬという点で解決をしていかなければならぬ問題じゃないか。いきなり資産の再評価の分配について直接これをどうするかといふふうな問題は、やはり商法その他の法律によつて律せられるところでございます。それが全然別に、企業の一その繁榮に資するような労使の關係といふものは、これは株主なり経営者なり、またその中で働いておられる労働者といふふうなものが、打つて一丸として企業が成り立つておるわけでございますから、全然別に考へて参らなければならぬのじゃないか、こゝろ考へます。

○委員(加藤正人君) 御質問が別にないようでありましたら、質疑は次回に譲ります。

○委員(加藤正人君) 次に、接収資金屬の処理に關する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

○委員(加藤正人君) それでは、次は、租税特別措置法の一部を改正する法律案、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの

件、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二件について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十四年度税制改正に關してすでに所得税法の一部を改正する法律案を初め関係法律案を提出して御審議を願っているものであります。今回の税制改正の一環として、現在の経済情勢に即応しつつ租税負担の一その公平をはかることを旨として、租税特別措置法の一部を改正することとし、ここに同法案を提出することとした次第であります。

以下簡単に法案の内容について御説明申し上げます。

まず第一は、預貯金等の利子に対する特別措置に關する改正であります。現在長期性預貯金、公社債等の利子については、非課税の措置がとられていたものであります。その期限の到来を待つて廃止することといたしました。なお、今後二年間は、預貯金、公社債等の利子につきましては、一〇%の税率による分離課税の特例を適用することとしております。

次に、配当所得については、現在一〇%の軽減税率により源泉徴収を行うこととしておりますが、利

子所得に対する特別措置と並んで、本措置についても、これをなお二年間継続することとしております。また、証券投資信託収益の分配については、昨年その課税方式の変更に伴い、税負担の激減緩和の意味で一年間特別に六%の軽減税率を適用することとしたのであります。今回その適用期限の到来とともに、一般の配当所得と同様に一〇%の税率により源泉徴収を行うよう改めることとしております。

次に、企業資本の充実をはかることの重要性に顧み、法人の増資費用の軽減に資するため、増資登記の登録税を軽減することといたしております。すなわち、昭和三十四年一月一日において存する法人が、昭和三十六年三月三十一日まで増資登記をした場合には、その登記の登録税の税率を、千分の七から千分の五に軽減することとしているのであります。

次に、輸出振興に対する特別措置に關する改正であります。輸出振興の重要性に顧み、輸出所得控除制度につきましては、昭和三十六年三月三十一日までその適用期限を延長することとすに、特許権等の技術輸出について特にその控除率を引き上げることとしております。

次に、交際費の損金不算入制度に關する改正であります。この制度は、今後なお存続する必要があるものと考えられますので、その適用期限を二年間延長することとすに、この際、交際費使用の実情に即するよう交際費損金不算入の基準を改正することとしております。すなわち、損金に算入しない額の計算に當つての実績基準による限度額を、昭和三十四年一月一日を含む事業

年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額の八〇%相当額と、旧基準年度の交際費額の六〇%相当額との、いずれか多い金額によることとしているのであります。

次に、価格変動準備金の制度につきましても、その運用の実情に顧み、本制度の趣旨に照らして、準備金の取りくずしの方法を合理化することとしております。すなわち、所得が減少した場合には、通常の場合の繰入限度額からその減少した所得金額に前年または前事業年度の所得金額に対する価格変動準備金勘定への繰入額の割合を乗じて計算した金額を控除したものを、その年または当該事業年度の繰入限度額とすることとしているのであります。

次に、土地収用法等により資産が収用された場合の課税の特例について全面的な改正を加えることといたしております。現在、土地収用法等により資産が収用された場合には、その資産が昭和二十七年以前に取得したものである場合に限り、当該資産につき収用等により受ける補償金等の額を再評価額として再評価を行うことを認め、再評価額の課税のみにとどめていたものであります。が、この制度は、昭和二十八年以後に取得した資産が収用された場合にも軽減措置を講ずることが適当と認められますので、今回この制度を改めることとしていわけでありす。以下その内容を申し上げます。土地収用等により補償金等取得した場合に、その補償金等により一定期間内に代替資産を取得したときは、納税者の選択により、収用された資産の譲渡がなかったものとして代替資産につき圧縮記帳的

な処理を認めることとし、納税者がその選択をしないときは、代替資産を取得しないときは、収用された資産の譲渡により生じた所得の二分の一に相当する金額を非課税とすることとしているのであります。なお、新たに公有水面の埋め立てに伴う漁業権の消滅等についてもこの特例を適用することといたしております。

以上のほか、重要外国技術の使用料について現行の軽減税率による源泉徴収の適用を受ける範囲を縮小することとすに、その適用期限を昭和三十六年三月三十一日までとし、外貨により取得した公社債の利子等に対する所得税課税の特例を廃止することとしております。が、既存のものについては、所要の経過措置を講ずることといたしております。

また、航空機の乗客に対する通行税の特例措置及び農地等の交換による所有権取得の登記の登録税の軽減措置は、昭和三十六年三月三十一日まで、航空機の燃料用及び工業用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税措置は、昭和三十八年三月三十一日まで、それぞれその適用期限を延長することとしております。

このほか、新たに低アルコール度の清酒及び合成清酒に対する酒税の特例を設け、アルコール度が十三度以上十五度未満のものについて、アルコール分に応じ比例軽減税率を設けることとしていのであります。

なお、本年十二月三十一日をもって期限の到来する貯蓄控除の制度、輸出損失準備金及び海外支店設備等の特別償却については、これらの措置の効

果等に顧み、その適用期限の延長を行わないこととしております。

次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件について申し上げます。

まず第一は、皇居内の路面舗装工事でございます。皇居内の新坂から内廷庁舎西口までの道路並びに内廷庁舎西口広場、元北御車寄付近及び義宮御殿玄關前広場は現在砂利敷となつておりますので、これを舗装しようとするものであります。

第二は、正倉院第二新宝庫の新営工事でございます。千二百年の長きにわたつて収蔵保存してきた正倉院の宝物を永久かつ完全に保存するため、さきに、校倉にかわる新宝庫を新築いたしました。が、さらに、宝物をことごとく収蔵し、保存管理の万全をはかるため、第二新宝庫を新築しようとするものであります。

以上御説明申し上げましたものは、いずれも皇室用財産として取得する必要がありますが、そのためには、国有財産法第十三条第二項の規定により国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提案した次第であります。

最後に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条の規定に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、合衆国軍人、軍属等による免税輸入物品の国内における販売の実情等に顧みまして、譲り受け物品に対する関税の課税価格の決定方法を改めて、課税の適正化をはからうとするものであります。

以下、改正の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

譲り受け物品に対する課税価格は、現在、原則として同種物品が通常輸入により輸入された場合の輸入港到着価格を基準として決定することになっておりますが、通常輸入に対して為替及び貿易管理上の制限を行なっており、結果、実際の譲り受け価格は、同種物品の通常輸入の場合の輸入港到着価格よりもかなり高いのが多いのが実情であります。このような実情に即した課税の適正化をはかるため、譲り受け物品に対する関税の課税価格は、国内における通常の取引価格から税額等を控除して逆算した価格を基準として決定することとしようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤正人君) 右三案に対する補足説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) お諮りいたします。

先般、地方の実情調査のため派遣されました九州班及び四国班の派遣報告に閣下は、前例に従いまして、口頭報告を省略し、報告書を会議録に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十六分散会

〔参照〕

調査報告(九州班)

平林 剛

調査報告(大分県、宮崎県)

土田国太郎

大分県、宮崎県における経済、財政金融、専売事業及び密造取締の状況等の実情調査の概要を次の通り報告します。

派遣期間 十一月十一日から十七日迄七日間

派遣委員 平林 剛
土田国太郎

一、経済・財政金融事情

大分県は、農業県であるので、県下の経済情勢は、常に農村の景気如何により影響を受けるのがその実情である。先づ農業について見ると、昭和三十三年産米の最終推定実収高は一三六万石(前年は一三三万石)と三年振りの豊作で、買付は年内に約五三万石と当初の目標(五〇万石)を突破した。工業については、電気銅が一年三カ月振りに操短を全面的に解除して、平常操業(月産一・九トン)に復帰し、電気鉛も一月以降現行の四割操短を二・三割緩和の見込みである。地元の中型造船所に対する引合も活発となり、目下のところ来春四月頃迄フル稼働できる程度の受注を確保し、漸く蘇生の色が濃厚となつてきた。総じて県内業界は織維関係を除き、復興の色を濃くしてきている様に思われる。

次に財政金融の実情であるが、年末における銀行券は十二月発行超に

転じ、十二月二十九日には発行超二十九億円と従来の最高(十八億)を記録したが、回帰の歩調も速く、翌三十日には五千万円、末日には八億五千万円が還収されている。

財政資金は、公共事業費、官公庁年末手当の支払が進捗した反面、食糧会計の受入減少(闇価格下落による業務用米受配率の低下)の外、簡保貸付が進捗しなかつたため、月中払超に二億五千万円と前年に比し一千万円の増進にとどまつた。大分銀行、伊予銀行、福岡銀行など地方銀行筋をはじめ、相互銀行、信用金庫等の中小企業金融機関は中小企業向融資に積極的熱意を示したが、概して各金融機関に対する要資は前年並と低調に終つた。なお県外本店銀行が、金融引締の頃から引続いて、本店へ資金を送付しているため、県内貸出が相対的に減少していることと又地場銀行としても地元ベースにのる様な融資先が極めて少ないため、県外店舗の貸出しを強化し、又コールの利廻りがよかつたため、余資をコール運用に当てたことも見逃せないところである。

金利は、全般的に漸次低下の傾向にあり、特に銀行においては、第一次日銀公定歩合の引下げに応じ、地銀協の申合により積極的に低下を構じており、昨年八月には既に平均金利は一厘程下り、更に第二次引下げに應ずる分も漸次現われてくるものと思われる。相互銀行、信用金庫でも銀行程顕著でないが、漸次低下の傾向にある。

次に宮崎県の経済事情であるが、もともと本県には、工業生産の面で見

るべきものが少ないので、大工場の引続く操業短縮が、地元の経済界や地方財政、雇用関係等に及ぼした影響は見逃せない。本県も大分県と同様に、農業県であるので、米麦の産高により経済はおのづからその影響を受けることになる。

昭和三十三年度は、台風禍を受けず、千ばつの被害はあつたが、その後の好天候に恵まれて、豊作の年であつた。雇用の需給及び失業状態は共に底よりはいいあがりの傾向を見せはじめ、離職票受付件数(解雇数)は、減勢に転じている。昨年末における景況は、消費は一応前年並に終つたものと思われるが、豊作の反映としての景気は幾分あるものの、所謂消費ブームまでは生じていないと観測される。

工業生産は昨年七月以来上昇傾向をたどり、生産回復の堅調な動きを示している。本県におけるウエートの大半を占める製造業についてみると、まず食料品製造業では季節的な需要増に支えられた焼酒の出荷増を中心として、肉製品(ハム)及びグルタミンソーダ等の清涼飲料が順調な伸びを示している。

化学工業は総体的に上昇傾向を見せているが、しかし最大のウエートを占める繊維がいまだ在庫調整がすすまず、操短が続いているため、依然として低位横ばいに終始している。本格的な好況は未だしと云う実情である。

次に金融情勢についてみると、昨

もに銀行及び農協預金を中心に金融機関の資金も増加の傾向が見立つようになつてきている。但相互銀行、郵便局および生保の伸びは前年に比べ鈍化の傾向があらわれている。資金の需要は、金融引締政策の浸透と一般消費の手控から、概して不活発で、特に設備資金の需要は余り見られず、企業の合理化、滞貨融資的なものが若干見られる程度に過ぎない。

次に銀行、相互銀行および信用金庫等の貸出状況についてみると、あまり積極的な動きは見られず、地元銀行も当局の要請に従い、預貸率を八〇%以下におさえている実情である。また相互銀行、信用金庫等は大体横ばいの状況である。

金利は、昨年における公定歩合の引下げにより地元銀行としても、自主規制金利を適用し、第一次には貸出総額の三三%に相当する金額について日歩二厘、第二次には一六%について、一厘ほど引下げられていた。相互銀行については、引下げ以前から自主的に貸出金利の引下げが実施されていた。

年末における金融はナベ底景気を反映して、県下中小企業の融資申込みは前年度よりは増加している。昨年末における資金需要額はおよそ十五億と予想されたため、県はこれに對し、十一月十五日に預託期間を三カ月として、商工中金に五千万円(前年三千万円)、地元相互銀行に一千五百万円(前年〇)、信用金庫に一千万円(前年〇)、合計七千五百万円を各預託して資金需要に備えたが、しかし実際は予想した程多くなく、

十一億円程度に過ぎなかつた状況である。しかし農家手許資金の還流により今後一般商況を中心として活発化するのではないかと考えられる。

二、専売事業

大分県における昭和三十三年十二月現在のたばこ耕作面積は、黄色種一、四三三町歩、松川葉三〇町歩、計一、四六三町歩で、収納状況は、黄色種二、一八七、三六五町、松川葉三三、六六〇町、合計二、三二一、〇二六町(反当一九四町)である。宮崎県における昭和三十三年十二月現在の耕作面積は、黄色種二、〇七四町歩、松川葉一〇二町歩、合計二、一七六町歩で、その収納状況は、黄色種四、五七二、七五七町、松川葉二、一四七、七四五町、合計六、七二〇、五〇二町(反当三二二〇町)である。

次に臼杵市において行われた、豊後高田地区及び姫島地区の塩業問題並びに大分県、たばこ耕作についての懇談会に於て、関係者からそれぞれ要望があつたが、その概要は次の通りである。

○塩業問題について(豊後高田及び姫島地区)

現在豊後高田地区には一二〇〇(流下式八〇、入浜式四〇)の塩田があり、又高田地区には年間一二、〇〇〇屯の能力を有するせんごり工場がある。従業員は現在高田地区に一一一名、姫島地区に七名である。

塩業組合の数は高田地区に一六七、姫島地区に一一ある。

懇談会に出席した高田塩業組合理事長森高愛及び姫島塩業組合理事長

藤本熊雄の両君から提出された要望事項は次の通りである。

「現在高田、姫島を合せて一五〇の八〇〇は現有せんごり工場に对应した塩田として存続を強く要望する。又入浜式七〇〇〇について、塩業維持の意思もあるも、若し整理される場合は次の事項を要望する。即ち、一、設備補償と繰越欠損金の全額補償 二、転業資金補償 三、農地転換補償 四、従業員の退職補償 五、免税の措置」

以上が高田及び姫島両地区の組合理事長からの要望事項である。

○たばこ耕作について
大分県はたばこ耕作組合連合会会長足立敏君から提出された要望事項は次の通りである。

「一 台風常襲地帯の特別地区の設置について
現在の葉たばこ所得標準の地帯別区分は、普通、積雪の両地帯となつてゐるが、これに新たに台風常襲地帯を追加して、少くとも積雪地帯並の扱いとすること。

二 昨年度黄色種所得標準算出表によれば一昨年の所得との比較において、反当収納代金七万円が減税点であつたが、これは低所得者で殆ど課税の対象となり得ない実情であるから、本年度はこの限界点を一〇万円に引上げること。

三 専売公社における原料たばこの在庫調整のため、耕作面積が年々減少されているが、

たばこ耕作者は比較的低位農家が大部分を占めており、これら耕作者のたばこ耕作による収入は、その生計の維持に大きな役割を果しているものであり、耕作面積の減少は死活を制することとなるので、三十五年以降の減反は絶対に実施しないでほしい。

四 近時葉たばこ鑑定適正化等が論じられ、これに伴つてたばこ耕作の指導と鑑定との分離が問題になつてゐるが、これに對し耕作者は大きな不安を持つており、指導と鑑定の分離については絶対反対であり、尚指導についても従来より以上の積極的な指導を希望する。」

以上が、大分県におけるたばこ耕作に關し提出された要望事項である。

三、宮崎県大島郡における密造取締の状況

一 宮崎県東大島町密造部落発生の理由
東大島町は宮崎市の中心部から東方約三軒に当り、日向灘に沿つた面積約六平方軒の海岸砂質の不毛の地帯であつたが、今次の大東亞戦争中に川崎航空機株式会社が昭和十八年にここに社員住宅六一五戸を建設したのに端を発する。戦争の悪化に伴い、事業が停滞したため、これを利用して、昭和十九年春第一回の沖縄強制疎開者約一〇〇世帯が最初にこの住宅に移住し、その後数次に亘り沖縄疎開者の移住が

引続き行われた。これと共に鹿兒島県に一旦移住した奄美大島の疎開者が多数転入したのをはじめ、宮崎県並びに隣県の戦災者住宅困窮者が移住し、終戦直前には約五〇〇世帯の部落を構成することになった。終戦と共に沖縄及び奄美大島出身者の各地の疎開者や京阪神方面の出稼者が縁故を頼つて、比較的食糧事情のよいこの地に流れ込み、本町はたちまち疎開者、引揚者等の特殊集団部落を形成するに至つた。

この様に一時に増加した住民は、就労する事業場がなく、また耕作する田畑もないため、生活の手段として、酒類の密造を行い、又その副産物の蒸りゆり粕を利用して、養豚業を営むようになつたものである。

當時は、この様な密造により、酒類の不足と社会的混乱に乘じて、不当な利益を取めた者も多く、年と共に移住者が増加し、昭和二十六年には約一、〇〇〇世帯を越えるに至つた。

しかしながら、密造も酒類生産石数の増加及び社会の安定と取締の強化に伴つて、密造数量も減少し、他に職を求めて転出するものも多くなり、昭和二十七年頃より本町の人口は漸減しはじめ、現在では七五〇世帯となつてゐる。

最近における特異な現象として、宮崎県下の事業失敗者、零細農業者等の転落者等の転入が増加すると共に、沖縄、奄美

大島出身者の転出が目立つてきている。

二 密造の状況
現在における東大島町住民の数は約三、三〇〇名で、その構成は、沖縄出身者一五〇戸、奄美大島出身者二五〇戸、内地出身者三五〇戸である。これを職業別に見ると、①酒類の密造及びこれによる養豚業一五〇戸(大口密造三〇戸、常時密造七〇戸、不定時密造五〇戸)②密造酒の運搬を業とするもの七〇戸③失業対策事業従事者六〇戸④自由労働者一五〇戸⑤商業五〇戸⑥新炭、食料品を営むもの(密造原料燃料等を運搬する者を含む)四〇戸⑦会社員、工員四〇戸⑧公務員及びこれに準ずるもの二〇戸⑨その他一七〇戸であつて、この中生活保護を受けてゐる世帯八八となつてゐる。

昭和二十六年の密造の最盛期における酒類密造数量は、アルコール分三〇%にして約一五、〇〇〇石と推定され、住民の大部分は何らかの形で密造に關係してゐるものと称せられていたが、社会の安定と取締の強化、部落民の自覚等により、昭和三十三年末においては、密造数量はアルコール25%にして、五、三四〇石と推定される程度になつた。しかしながら、これら密造者は東大島町が、地理的、社会的に特殊な環境におかれてゐることを幸に密造並びに密造により得た蒸りゆり粕を利用す

る養豚といった安易な収益に相当の愛着を持つてゐるように見受けられる。

最近の状況は、密造者の殆んどが住所と別個に製造場を設け、或いは製造場を転々と移動し、密造には直接本人がタッチせず使用人を従事させ、製造は、夕刻より着手し、未明までに製品その他の処理を終る等手口は極めて巧妙となつてゐる。密造酒の運搬に従事する者も列車、自転車等を利用する小口のもものは次第に減少し、小型四輪車、三輪車、單車等の機動力を利用し、一見したところ乾物類を入れる石油罐に見える容器等を用い、巧みにカムフラージュして、夜間又は早朝に運搬する等取締の隙隙を利用するようになった。

これは当局が犯人必検挙主義をもつて、反覆取締りを執行した結果と思はれるが、今後の取締には相当の困難が伴うものと予想される。現在なお密造に従事してゐる者のうちには、相当の資産を有してゐるものもあるが、生活難と安易な収益に依存してゐる悪習に基因してゐる者や一部には大島人という偏見にもとづく意識的抵抗を帯びた執拗さも認められる。

宮崎県及び宮崎市当局もそれぞれこの地の特殊環境に留意して下記の通り更生施策を講じてきた。

四、更生施設状況

宮崎県及び宮崎市当局もそれぞれこの地の特殊環境に留意して下記の通り更生施策を講じてきた。

① 東大島町農業協同組合澱粉工場

(組合員二〇〇名
昭和二十六年十一月設立)

宮崎市の保証によつて、昭和二十七年九月工場建設資金として六〇〇万円を農林漁業金融公庫から資金の融資を受け、更に運転資金として総枠一、四〇〇万円(三〇%は市当局が損失補償)を農林中央金庫から融資を受け、操業を開始し、(一日の生甘し)処理能力一万貫、乾そうでん粉一、八〇〇貫(初年度(昭和二十七年)において県経済農協連に委託経営をなさしめ、昭和二十八、二十九、三十年は、本組合で経営したが、経営の拙劣、設備の不完備、でん粉価格の変動が著しかった等のため、毎年度赤字経営となり、約八〇〇万円の損失を計上することになり経営不能におちつた。そこで、現在では都城市興農物産株式会社に実質的に貸与し、操業してゐるが、資金のあつせんと設備の改善がない限り、爾後の操業は困難と思はれる。

② 社会福祉法人宮崎県大島更生指導協会

(従事人員一九名)

県が昭和二十八年年度施策の一環として補助を与へ、琉球漆器の生産を開始した生産指導協会のが、県費の縮少のため解散となり、昭和三十三年四月宮崎県大島更生指導協会が設立され、引続き琉球漆器の生産が指導された。主な製品は丸盆で、工芸品として販売され、年間二七〇万円程度である。県では年間三〇万円の補助金を支出し、三カ年計画で、企業として成り立つよう指導してゐるものの、その前途は必ずしも樂觀をゆるさない。

③ 大島郡工業協同組合

本組合は昭和二十七年三月設立されたが、運転資金がなく操業後間もなく休業した。織物業界の変動が著しいので将来は期待できない。

④ 養鶏飼育所

昭和二十八年県営として開設されたが、現在は廃止されてゐる。

⑤ 東大島町畜産農業協同組合

(組合員二〇〇名)

昭和三十三年五月設立され、養豚の品質改良、共同販売等を行つてゐるが、現在は月三回セリ市を開催(一回の取引頭数二〇一三〇頭)してゐる程度に過ぎない。共同販売については、仲介業者一三世帯の生活に影響があるので、その対策を考慮中である。

⑥ サイロ建設資金助成

宮崎県当局において、養豚飼料製成のため、サイロ建設に、一基分五、〇〇〇円の補助を行ひ、その結果、昭和三十三年四〇基、昭和三十三年六〇基が建設されたが、東大島町の豚総数約四、〇〇〇頭に必要なサイロは、九〇〇基といわれ、飼料の確保にはほど遠い状態である。

五、更生状況

昭和三十三年一月の取締りにおいて、十九名が検挙されたのを機会

に、この部落にも更生の機運が醸成し、未発見の密造機具を携えて更生を誓ふものも生ずるに至つた。宮崎市厚生課、県社会課当局も、更生資金のあつせんをなした結果、国民金融公庫から三〇万円、社会福祉協議会より四八万円の資金の貸付があり、この資金により、仔豚を購入したり、又失業事業の労務に従事する等更生の一步をふみ出した。この様に大島町民の中には更生への道を歩むものもあるが、しかしながら更生したい希望は持ちながらも、生活の手段としての密造をやめることはごく一部の人を除きなかなか至難なことと思はれる。

以上が調査の概要であるが、この調査の間、上推筆水力発電所を視察し、又酒造組合との懇談を行つた。六、要望事項

本調査に当り、大分税務署及び宮崎税務署当局から何れも公務員宿舎の増設方について強い要望を受けた。更に宮崎税務署当局から次の様な要望事項があつた。

① 山林所得の課税について

山林所得の公平なる課税の見地から、課税資料の収集に努力してゐるが、山林関係諸機関である県林務部、森林組合等の協力が不十分なるため、課税資料の収集が困難で、山林所得の課税に支障をきたしてゐるので、林野庁と協議の上進んで、伐採許可申請書或いはその後における造林補助金申請書等の書類を開示する様御配慮願ひたい。若しそれができなければ租税特別措置

法を次の様に改正してほしい。

イ、租税特別措置法第三十条による山林所得の概算経費控除に、確定申告書にその旨記載することになつてゐる。従つて期限後の申告書に記載してもなお認められることになつてゐるので、期限後の申告及び修正確定申告書の場合は、経費率の適用は認められないように改正してもらひたい。

ロ、租税特別措置法第三十条により山林所得の概算経費控除を適用する場合の経費率は、毎年大蔵省令で定められることになつてゐるが、この経費率の決定は、その年の十二月中旬までに決定してもらひたい。

ハ、贈与税、資産再評価税(譲渡、山林所得)の申告期限の繰上げについて
現行法では贈与税の申告期限は二月末日、資産再評価税は三月十五日となつてゐるので、この期限を二月末日に繰上げるよう改正願ひたい。

ニ、酒税法の改正について
(酒税法第五六条関係)
密造酒の所持運搬の用に供した車輛の没収規定を法文化していただく。

③ 物品税法の改正について
物品税法においては、保全担保の制度がないが、滞納額は漸増の傾向にあるから、この点を改正してほしい。

議員派遣報告(四国班)

木暮武太夫
榎 繁夫
小林 孝平

四国班は、木暮武太夫委員、榎繁夫委員、小林孝平委員を以て構成し、昭和三十四年一月十四日より同十八日に至る日程を以て、四国財務局、高松国税局並びに日本専売公社高松地方局・同坂出支局管内の、租税・金融及び専売事業等の実情について調査し、民間各界よりの各般の要望等を聴取したのであります。以下調査の結果の概要を御報告いたします。

一、産業経済の概況

(一) 産業構造の特殊性

四国地方の産業構造の特質は、同地方の八〇％が山岳地帯であり、北部の温暖多雨、南部の高温多雨という地勢的・自然的条件及び比較的地下資源に乏しく、阪神地区を対岸に控えながら、資本金が弱小であるという経済的条件等によつて規制される。従つて原始産業の比重が高く、一部の導入資本を除き鉱工業の顕著な発達もない。この事情を就業人口の構造にみると、昭和三十年末四国地区の就業者総数百九十二万人のうち、第一次産業が五二・七％(全国平均四一・一％)、第二次産業が一三・三％(全国平均一九・二％)となり、いわゆる後進性を示している。

産業部門別にその特色をみると、農業においては耕地面積が全国の一四％(二十五万二千五百五十町歩)であるのに対し、農家戸数

は六・六％(四十万七千三百戸)を占め、従つて一戸当たり平均耕作反別は僅か五・六反に過ぎず、さらに三反未満の耕作農家が三四％を占めている実情である。この経営規模は全国平均八・四反に比較し極めて小規模であり、勢いその経営は有機的に極度に集約され、耕地利用率は全国平均一四・八％に対し、約一八・〇％の高率を示している。林業についてみると、山林面積は全国の一六％(百三十七万六千町歩)を占め、立木伐採材積は約六百万石に達し主要産業の一つである。水産業は、瀬戸内海の漁業資源が豊富のため逐次枯渇し、漁獲高も衰退を辿つていっているが、反面、南予、土佐湾の沖合漁業、室戸、清水を中心とする遠洋かつを、まぐろ漁業、牟岐方面の機船底曳網、東讃方面漁業者の北洋さけ、また漁業は相当の漁獲高(約五億貫)を揚げ活況を呈している。

鉱工業についてみると、鉱業では別子銅山の硫化鉄、マンガン鉄、銅鉄等が唯一のもので、その他高知、徳島両県下の石灰石がある程度に過ぎない。近代工業としては、別子銅山を媒体として新居浜地区に開発された住友系重化学工業が指摘されるのみで、その他は原始産業に原材料を依存する農林水産物加工としての醤油、製粉、精米麦、醸造、木竹品、製材等の製造工業、農機具等の修理工業があり、また阪神地区に依存した今治地区のタオル工業、伊予三島及び甲野地区の製紙工業、東讃地区の手袋工業、丸亀地区の団扇

工業等が小規模なローカライズド・インダストリーを形成しているに過ぎない。

なお、四国地方の特異産業としては製塩業があり、三十二年度の製塩高は三十四万八千トン、収納代金四十五億二千百万円で、全国の一四・二％、四〇・八％を占め、最近は一入式から流下式近代製塩法に転換し、製塩高は飛躍的に増加し、三十一年度生産高の二九・五％増を示している。

(二) 最近の経済概況

以上のよう、原始産業を基盤とし、一部の導入資本を除いては中小企業の発達をみるに過ぎない四国地方は、中央経済の動向に較べ、数カ月のズレをもつた後進性を特徴とするものであるが、最近の情勢は、三十二年の金融引締めによる経済不況の影響を受けて、かなり沈滞していた状況から、三十三年十一月を契機にやや明るい色をとりもどしつつあるというように判断される。この傾向は諸経済指標の変化にも認められるところであつて、鉱工業生産指数をとりあげてみると、繊維関係の四〇％操短、農産物の週休制の実施等があるが、三十二年八月一二・三％、九月一六・二％、十月一三八・六％と上昇し、九月以降は前年水準を回復し、さらにこれを凌駕する趨勢を示している。

これを業種別に立入つて概観すると、大企業ではアルミニウムが三十二年十月戦後最高の生産をあげたほか、機械、セメント等は生産が増加しており、繊維ではア

セテート、テトロン等が好調なほか、普通レーヨンを帯給関係の好転をみている。また電気銅、苛性ソーダ、過燐酸石灰等は底固め圏にあり、スワ糸、スワ綿等も高率操短下に供給は改善されつつあるが、反面、綿糸、硫酸、綿スワ織物は在庫増加の傾向にあつて採算は悪く、依然不振である。中小企業は金融引締めによる不況下にあつて一時金融逼迫も訴えられたが、冬物季節産業を主体として推移したものとみられ、三十三年春以降は倒産企業も皆無の状況にあつた。農器具は豊作が幸して好調裡に最盛期を過ぎつつあるが、輸出雑貨のタオル、手袋、ポリエステル、典具、紙、人造真珠等は年末にかけて活況を呈し、また内需向木工品も良好であるなど、好調業種が広まってきたことが注目されるが、和紙、洋紙業界などは今後は業績を許されないようである。

最近の金融事情をみると、景況の好転期待や、二度にわたる日銀公定歩合の引下げによつて地元業界の取引は次第に活発化し、日銀券は決済現金需要の増高で発行超傾向を強め、また米の連続豊作で昨年末にかけて金融機関の預金の伸びも著しく、資金繰りが緩和したので、貸出の積極化傾向がみえ始めたようである。

手形交換高も逐次増加して、信用取引の膨張を示しているが、不渡手形は逆に枚数金額ともに減少

の傾向にあり、交換取引の正常化が進んでいる。

物価の動向についてみると、小売物価は昨年中半は強調であつたが、年末に至つて軟調気配に推移しており、また卸売物価は金属を中心とする生産部門の強含みが主因となつて、年末にかけ微騰を続け堅調である。

労働事情は求人数が徐々に増加して好転を示し、失業保険金の支給状況も昨年七月以降低下傾向にある。

このような諸情勢のなかで、消費動向は昨年は前年水準を上下しながら比較的堅実に推移した。この事実も貯蓄性向の向上となつて反映している。当用買の傾向が強まったため売上高、特にチケット販売高にみても中小商店、百貨店ともに四乃至一〇％減で頭打ち状況にあり、それが貯蓄性向に現われたものとみられる。また農村の消費需要も予想外に堅実で、この面からむしろ豊作景況が落着いた今後に期待が寄せられているようである。

二、財政金融の状況

(一) 国庫の収支状況等

四国財務局管内の国庫金の収支状況を昨年九乃至十二月の四カ月間についてみると、四十八億八千万円の撒布超過となり、前年同期の二・五倍強の増加を示している。これは国税収納金四十一億三千五百万円のほか食糧会計の受入れが好調であつたにも拘らず、葉煙草代金、義務教育費、公共事業費等の支払が増加したためである。

日銀券は同期中五十五億円の発行超過であり、十二月の動きをみると前年同期よりも十二億円の増の六十五億円で越年した。このように日銀券の発行超過の傾向をもちいた主因は、景況の回復に伴って従来減少されていた営業性現金需要が増加したためとみられる。

(一) 資金需要の趨勢

四国財務局管内本店銀行四行の使金別貸出実績をみると、三十一年三月以降、設備投資の微増傾向がみられる。すなわち、三十一年三月の設備資金貸出の総貸出に占める割合は六・三％であつたが、三十二年三月には七・三％、三十三年三月には八・一％、同年十一月には八・五％と上昇している。このように設備資金が微増傾向にあるのは、主として電力会社の電源開発資金、私鉄等の車両購入資金、民間テレビ放送局の開張資金等の巨額の需要が続いたためとみられる。

(二) 金融機関別預金貸出の趨勢

各種金融機関別の預金貸出の趨勢は、昨年十一月末における過去一年間の増加率では、相互銀行が最も成績がよく、預金(含掛金)増加率二・六・九％、貸出(含給付金)増加率三・三・五％で、労働金庫、信用金庫、信用組合がこれに次いでおり、郵便局、農協組が不振である。

相互銀行の預金貸出の増加率が高いのは外務活動が他機関に比して活発であること、大部分が中小企業であること、店舗網が完備し資金量も増大して相当規模の資金

需要も賄えるようになったこと等によるものとみられる。しかし近來漸く給付金の高利通についての批判が厳しくなり、各行ともその対策を検討中である。

銀行の預金貸出の増加率が不振であるのは、東京、大阪等の大都市支店が除外されて検討されていること、既に残高が大きく増加率としては余り目立たないこと等に因るものとみられる。

(三) 貸出金利の推移

本店銀行四行の貸出平均約定利率は、日銀公定歩合の第一次引下げ(三十二年六月)以降逐月低下を続け昨年十一月までの五カ月間に〇・〇五二銭下がっている。

金利低下の幅が意外に小さいのは、主として規制外金利の貸出の占める比重の低いことによるものであるが、今後も金利引下げの一巡旁々財政資金の撤却による金融緩和と相俟つて、なお若干の低下を続けるものとみられている。

(四) 中小企業金融の事情

相互銀行、信用金庫ともに貸出は順調で、金融緩和の折柄、昨年末は政府関係金融機関の融資枠が拡大されたことと相俟つて、中小企業の年末金融も概ね平穩に経過したものとみられる。

(五) 金融機関別中小金融の状況

中小金融専門機関である相互銀行は、足を利用して預金の伸びが著しく、掛金の不振を補つて余りある状況であるが、融資面においては、収支採算上の問題もあり、また地銀や信用金庫との競合関係もあつて、一応給

付金の伸びが貸出金の伸びを上回っている。すなわち昨年十二月末までの一カ年間に於ける給付金の増加割合一二五・六％に對して、貸付金一二・三％、割手一六・六％となつてゐる。しかしさきに触れたように給付金の高利通は批判の対象になつており、一部相互銀行では全国にさきがけて残債式の採用等によつて取引者の負担軽減に努力しつつある。

信用金庫では、零細業者が対象であるだけに、不況時は特に貸出の実施、管理、回収に多分の困難を伴うに拘らず、貸出金の伸びは一応順調で、昨年十一月までの一カ年間に於ける二・三信用金庫の預金の増加割合一一九・七％に對して、貸出金同一二・七・五％となつてゐる。

なお、本店銀行四行の中小企業貸出は次第にその比重を軽減しつつある。すなわち中小企業貸出残高の総貸出残高中に占める比率は、三十二年三月末の五八・二％が、三十三年十一月末では五二・九％と低下している。この理由は相互銀行、信用金庫の進出が著しいこと、銀行の投資対象として好適の中小企業が少いこと、さらには金融緩和で管外大企業とのコネクショ確保開拓につとめてゐる反面、電力会社等管内大企業の需要も旺盛であること等によるものとみられる。

(2) 政府関係金融機関に対する資金需要

国民金融公庫、中小企業金融公庫に対する資金需要は、いずれも旺盛であり、金融緩和傾向の下においても各々の特殊性格からその重要性は高く、資金枠の増大と規模の拡大充実が要請されている。

(六) 国民金融公庫

四支所の昨年三・四半期直撥貸出準備資金量は前年の二〇％増の八億三千四百万円であつたが、借入申込は前年の二〇乃至四〇％増と意外に活発で、既に十二月早々に資金枠を突破、以降の申込は消化し切れず、貸出の可決をみながら資金不足のため新年に繰越された額は一億二千万円、審査中のまま繰越された額は二億七千二百万円に達した。これは金融緩和が零細企業にまで浸透しておらず、その階層の需要が集中したほか、那部の利用度が高まつた結果とみられ、従つて一件当り貸出額も小口化している。なお四支所の代理所撥分をも含めた十二月末総貸出残高は四十億円である。

(七) 中小企業金融公庫

昨年十二月末現在貸出残高は三十六億円(直接貸入八％、代理貸入九二％)で、年間三四％の著しい伸びを示した。公庫に對する資金需要も極めて旺盛で第三・四半期の資金枠は年末対策としての増額のほ

か、一部第四・四半期の枠の繰上げ使用までも行なつたものの、資金需要は枠の二・五倍に達した。従つて第四・四半期の金融は著しく窮乏となり、貸付資金は需要の四分の一を充たすに過ぎなからうといわれている。

貸出金の使途別構成は、設備八四％、運転一六％で、最近運轉資金が若干増加する傾向を示し、また最高百万円までの小口貸付が増加している。業種別には製造業四四・四％、運送業二六・四％、物品販売業一一・一％が主である。回収状況は総体として順調であるが海運業等の不振企業に對しては期限の延長や償還方法の変更等の便益を図つてゐることである。

(3) 信用保証協会の主要勘定と保証状況

四信用保証協会の昨年十一月末現在の保証基金は二億九千万円、保証債務は十七億六千六百万円(基金の六・一・倍)でなお保証余力を残している。しかし地方公共団体の協力度合の低位な県では既に保証倍率が一〇・七％に達している協会もある。保証申込に對する保証承諾の比率は、三十三年十一月末で件数で八九・七％、金額で七・八％である。

概して保証協会の利用率は低い、その理由は、協会の保証を付することを躊躇とするような業者主観が障害となつてゐるこ

とも事実であるが、地方公共団体等の育成強化のための努力が未だ不足しているのではないかとともに思われる。

(六) 業界の要望意見

業界との懇談会における要望意見の主なものを掲示すれば次の通りである。

(1) 国民金融公庫、中小企業金融公庫の資金枠を拡充されたい。特に第三・四半期の資金枠が過少であるため、勢い第四・四半期にシワ寄せざるを得なくなる現情解消のために、資金枠の拡大に協力して欲しい。(地銀・相互銀行)

(2) 信用保証協会の利用率が伸びないのは、地元の因習にもよるが、保証料が高過ぎること、書類手続が煩雑であること等のためであるので改善されたい。保証限度も低く、総じてリスクを警戒する余り協会の運営が手固過ぎたために、利用率の伸びが阻害されたことも事実であるので、これらの点を改善されたい。

(七) 補助金等の実情と見解

補助金等適正化法施行以来三年有余になるので、補助金に対する誤れる観念は大いに正されたこととみられ、補助金制度の合理化も概ね軌道に乗つたといわれるが、なお四国財務局が本年度(三十三年四月より十二月まで)実施した実態調査の結果からみても、次のような検討は正すべき事項が指摘されている。

(1) 補助金等の交付決定時期の早期化については可なり改善され

たようではあるが、いまだお遅延しているものも多く、甚しきは三月十八日に交付決定をみたものもある。交付者側は申請書提出の遅延といひ、申請者側は交付事務の遅延であるというように説明するが、いずれにしても補助事業の遅延を来し、引いては予算繰越しの遠因ともなっている。因に三十二年度の予算繰越は二百二十六件、三億二千二百万円である。

(2) 間接補助事業者に対する前金払、概算払の遅延が目立つている。県が国から前金払、概算払を受けた補助金で間接補助金として市町村等へ交付すべきものは、すみやかに前金払、概算払をなすべきであるにも拘らず長期に亘つて県の手元で温存されているものがある。これは県当局が一時の資金繰りに利用するためかと思われるが、市町村財政を圧迫することとなるのみならず、本来の趣旨に背反するものである。

(3) 補助金の交付申請時期の遅延しているものが多い。その原因は、主務省の申請書提出期限が遅くなつていふこと、補助事業者、間接補助事業者の事務処理の遅延によるものと思われる。

その他、補助事業遂行過程の監督の不適正なもの、交付決定条件の明示を欠くもの、状況報告の欠除するもの、事業実績報告が事実と相違しているもの、採択基準が守られていないもの

の、及び補助金の額の確定及び精算の適期を失しているもの等不適正な事項がある。

これらの事項のうち、交付決定時期については、三十二年度から交付申請書提出期限及び交付決定時期の予定時期を定め、促進化を図ることとなつたので、補助金交付事務の第四・四半期への偏重は改善されるものとみられている。

また間接補助事業者に対する前金払、概算払の遅延については補助条件の整備によつて改善されるし、補助金の交付申請時期の遅延については事務量と担当人員との不均衡の問題もあるが、補助事業者、間接補助事業者の事務能力の促進を図ることによつて相当改善されるものと思われる。

要するに補助金は個人又は私企業では果し得ない公益的事業で補助効果を期待し得る事業に対して支出されるものであるが、年月の経過に伴う社会的、経済的諸条件の変化によつて、非効率化し、零細化し、補助金以外にさらに有効な行政手段が発生する等当初の意義が没却されることもあるので、実態について適時適確に把握し、補助金制度の合理化を図る努力が更になされる必要がある。

(八) 国有財産の管理処分の状況

四国財務局の国有財産の管理及び処分の事務は局管財部及び松山、徳島、高知の三財務部、普通寺、西条の二出張所において分掌しており、その概況は次の通りである。

(1) 普通財産の管理処分の状況

普通財産は三十三年十二月末現在、土地四百六十八万坪、建物延一万八千坪、その他工作物を含めて台帳価額は六億三千六百万円、ほかに有価証券十九億五千二百万円、その総額は二十五億八千八百万円である。

このうち未利用財産は、旧軍用財産の旧四国軍管区司令部、松山、小松島の旧軍飛行場所屬財産、元四国通商産業局跡等があるが、松山飛行場は将来運輸省に無償所管換する予定となつている。

大蔵省雜種財産及び物納財産の大部分は零細なものが多く、現況明確な財産は売却又は貸付がなされているが、実態不明なものについては三十二年より調査がなされている。

機械器具は国有財産特別措置法第九条の規定による交換に供するものとして近畿、中国の各財務局から割当てを受けたものであつて、九百五十七台のうち交換契約を締結したものは八百四十五台となつてゐる。

(2) 総括事務処理状況

国有財産の総括事務として、管内の行政財産の総額は約三百四十三億円で、財産の所管換、取得、所屬替、使用収益、用途廃止、移築、改築等の各部局長(管内九十四部局)からの協議又は報告に対する審査処理等は、三十二年度百十二件、三十三年度(十二月末)九十二件に達している。

(3) 国有財産地方審議会の状況

三十三年度における国有財産地方審議会は、十二月までに四回開催し、管理処分に關する事案十二件について議決している。

(4) 普通財産の実態調査の状況

三十三年度の普通財産実態調査対象は、管内九都市(坂出、丸亀、普通寺、観音寺、松山、西条、新居浜、高知、徳島)内に所在する実態不明財産で、その件数は四百四十六件であるが、十一月末には既に三百十件(七〇%)を完了し、残余は第四・四半期中に完了の見込みがたてられている。

(五) 租税行政の状況

三、租税行政の状況
租税構造の特殊性
高松国税局管内の三十二年租税徴収決定済額は百四十六億三千五百万円、全国計に対する比率は一・四％である。この比率は数年度来余り変化していない。これを管内総人口が全国総人口の四・七％を占める事実と照応せしめた場合、租税収入額の比率は著しく低位にあるといえる。理由は産業経済の特殊性について先に述べたように山間部が多く、未開発地が相当にあり、原始産業の比重が高く、鉱工業部門の開発が遅れているという後進性を反映していることにほかならない。

税種別税額の比重を右の徴収決定済額について考察すると、法人税、酒税、源泉所得税、申告所得税等の順位にあることは全国計と同様であるが、その構成比においては、それぞれの特殊事情を反

映している。法人税についてみると、管内の法人成が最盛期であつた三十二年度に始めて首位になつた税種であり、著しい伸びを示したのではあるが、総税額中に占める比重は約三〇%であつて、全国計の約三五%に比すれば低い。酒税ではこの比率は逆現象を示し、全国計の比率が約一八%であるに

対し約二三%を示している。管内の酒税は特殊な事情にあり、酒類免許場数は三百二十五場であつて、比較的事業場数が多く、一事業場当りの造石数の少ない零細事業場が多い。この零細事業場は愛媛県下に集中しており、対岸の瀬へ桶売りの形で捌かれてゐる。申告所得税の構成比も全国計中に占め

る同税の比重が約六%であるのに對し、管内の比率は約一五%である。法人成が一応鎮靜化した現在、なお申告所得税の比率が高いという事実は、やはり零細企業等の多いことを物語るものとみられる。なお主要税種別税額の構成比を全国計と対比すれば次掲表の通りである。

税額別構成比の全国対比(三十二年度)

税種	管内	全国
源泉徴収税	一八・〇	一六・五
法人税	三三・五	三三・五
相続税	〇・八	〇・八
贈与税	〇・四	〇・三
有価証券取引税	一・八	一・六
酒税	二七・七	二七・七
砂糖消費税	三・八	三・八
物品税	一・七	一・七
入場税	一・七	一・七
揮発油及び地印紙	五・九	五・九
道路税	三・三	三・三
入紙	〇・四	〇・四
その他	一・〇	一・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

註 全国計は三十二年度分決算額、全管計は三十二年度分徴収決定済額を使用した。

なお直接税及び間接税の構成比をみると、全国計では概ね五〇・二%、四九・八%であるが、管内は六九%、三九%という構成を示し、直接税の比重が著しく大きい。

(三) 三十三年度国税収納金整理資金収納状況

三十三年度分の国税収納金整理資金の収納状況については、年度中途であるので、決定的な分析はできないが、一応十一月末現在で調査した結果を示すと、徴収決定済額は九十億八千五百万円、収納済額は八十億二千四百万円である。これを全国対比でみると徴収決定済額は一・四%であつて前年度の比率と変わらない。また収納済額の比率も一・四%であつて前年同期と略々同率である。

(四) 申告所得税の申告、更正及び修正等の状況

三十三年分の申告所得税の申告、更正及び修正等の状況も、本年三月十五日の確定申告の提出を俟たないと判明しないのであるが、一応中間的に十一月末現在の状況を調査した結果は次の通りである。

営業、農業、その他の事業、その他の合計でみると、予定納税基準額では、人員四万九千九百八十九人、所得では百九十九億六千二百三十三万七千五百五十二円となつてゐる。この結果は年度中途であるために過少となつてゐるものであつて、営業の場合などは確定申告の際に約七〇%程度増加するものが例年の事例であると説明されている。

中小企業の特別措置の利用状況 三十二年度分申告所得税関係における特別措置等の恩恵の利用状況をみると、価格変動準備金三千五百五十四人、輸出所得の特別控除三人、探鉱用機械設備の特別償却一人という実情である。このように価格変動準備金以外は殆んど活用されていない。のみならずその申告総人員に対する比率をみると約二〇%に過ぎない実情である。

また法人税関係のうち中小法人(税務署所管の資本金一千万円以下の法人)の特別措置の利用状況についてみると、全法人に対する利用法人数の割合は一八%、当期中の繰入額及び繰戻し額の全法人に対する利用法人の割合は一・二%となつてゐる。法人については個人と同様価格変動準備金の利用率が最も高いが、それにしても全法人に対する割合は僅か一八%に過ぎず、他は輸出所得の特別控除三十五法人、同割合一・一八%、重要機械設備の減価償却十三法人、同割合〇・〇六%のほか、輸出損失準備金、新築貸家住宅及び試験研究用機械設備の減価償却の活用は僅か一乃至二法人に過ぎない実情である。

(四) 協議団の活動状況

協議団は協議官十四名を、本部七名、松山支部三名、徳島支部

二名、高知支部二名という配置をし、審査事務、苦情相談事務の処理に當つてゐるが、その処理状況は次の通りである。

(1) 審査事務の処理状況

(イ) 三十二年度においては、要処理件数八百八十八件のうち九十七件(九〇%)を処理し、十一件を三十三年度に繰越してゐる。処理に要した月数は、三ヶ月以内のものが五十六件(五八%)であるが、早期処理については一層の努力を払う必要がある。処理済のうち、納税者の申立の全部または一部を認めて原処分を訂正したものは三十二件(三三%)である。

(ロ) 三十三年度は十二月末現在で要処理件数は百二十一件で前年同期の九十八件に比し二四%の増加となつてゐるが、年度末まではなお二十件の提出が予想されるので、件数では三〇%の増加をみる予定となつてゐる。十二月末までの処理状況をみると処理済件数は八十件、六六%であり、前年同期の処理進捗率が八〇%であつたことに照らし、非常に遅延してゐるが、その理由は審査請求が十一月中に多量に提出されたためと説明されている。

(ハ) 苦情相談事務の処理状況

(イ) 三十二年度に受理したものは苦情二百三十三件、税務相談四百五十五件、計六百五十九件で処理済は六百五十八件(九

九%)であり、税務相談は即日処理がなされている。なお苦情のうち、納税者の主張が是認されたものは四十三件(二二%)である。

(四) 三十三年度の十二月末の受理件数は苦情百四十二件、税務相談二百五十一件、計三九三件で前年同期と略々同数である。

(六) 農業法人の課税問題

農業法人化と税制上の取扱いが過般米問題にされているが、徳島県勝浦郡勝浦町の甘橘栽培農家の法人化と課税上の取扱いについて調査した結果、その現情は次の通りである。

同町において三十二年五月より同年九月までの間に設立された農業法人は百四件に達した。しかし百四件のうち百一件は法人化に関係なく、従来同様に甘橘の収入を個人所得として、三十二年分申告所得税の確定申告書を提出している。申告所得税として申告した理由は、住民税収が減収になるのを憂慮した町役場当局の働きかけが先行してなつたものであり、国税当局はそのため何等の指導をもなさなかつたと説明されている。

なお残り三件のうち、一件は控除失格となるため、三十二年分申告所得税の更正決定を行つていない。二件について右の百一件と同様個人所得として三十二年六月十日に三十二年分申告所得税の更正

決定をなしたが、二件ともこの決定を不服として同年七月十日再調査の請求書を提出し、目下審査中として審査中である。

(七) 酒類の密造について

三十二年度年度の清酒生産量は約十六万石、製造場数三百に對し、一場当たり五百三十三石で、全国平均六百八十六石を相当下廻る小規模製造場が大多数を占めていることが、管内における特殊事情であることはさきに述べた通りである。地域別にみると特に愛媛県下にこの傾向が強く約八割近くの製造場は対岸の灘に對し桶売りの形で捌いている。

管内の清酒の需給状況をみると、年間消費量約十三万八千石に對し四万乃至五万石程度の生産過剩状態にある。

このように供給過剩の状況にありながら、他面において酒類の密造は盛んである。農山村における密造酒の消費は、今なお相当根強いものがあり、特に高知県、愛媛県の一部には質量ともに全国的にも悪質な集団密造地帯を有しており、その密造推定石数も集団密造二万三千石、農村密造五万八千石、計八万一千石で、全国推定石数の八%に當り、正規酒類の需要を圧迫している現状にある。

(八) 要望意見

(1) 業界からの要望意見
各業界との懇談会において提出された要望意見は次の通りである。

(イ) 清酒の価格は、不当に高率な酒税(戦前の七百七十一倍)によつて、一般物価水準より六割も高くなつており、今日では高率な酒税負担が直接税の負担よりも国民大衆の生活を圧迫しているので清酒の価格が、一般物価水準と均衡のとれる線まで酒税率を引下げられたい。この引下げが一挙に困難であるならば二回位に分け、漸進的に最終目標価格の実現するよう配慮されたい。

清酒の酒税率は、他の酒類の平均税率より三割以上も高率となつていて、この不均衡を是正されたい。

酒造用原料米の払下価格を、従前通り、主食用米穀の政府売渡価格と同一価格となるまで引下げられたい。

酒類の密造を絶滅して正規酒類の正常消費を促進するよう、酒類密造防止対策を強化されたい。(日本酒造組合四国支部)

(ロ) 高級織物に物品税を課することは、関係中小企業者の経営を危くし、税収を上廻る徴税を必要とし、且つ小売課税とする如きは、納税対象が膨大となつて正業者と然らざる者との担税不均衡を招く等の悪影響をもたらすので反対である。(高松呉服小売商組合)

(イ) 資金コストが一杯で、預金利子引下の余地がない現在、預金利子課税の復活には反対である。(地銀)

(ロ) 納税貯蓄組合の集金について、連日百円以下の零細な掛金までも徴集することは、金融機関の不当な手数料を要するのみならず、その零細集金がうとんぜられるため、勢い組合責任者が手足となつて活動せざるを得ないという実情にあるので、資金補助を認めて欲しい。

現在の助成金は過少であるので、運営の実態に即し増額されたい。なお、連合会に對しても同様の助成金を認められたい。

国税と地方税の納期がかさなるもの(例えば十一月における所得税と事業税)については、納期の調整をされたい。(納税貯蓄組合)

(ロ) 青色申告制度については、昭和二十五年創設以来、奨励のため種々の特典が認められたが、最近専従者控除制度の存廃が検討されたことに関連するよう当局の態度が冷徹化して来た。この制度は今後とも奨励充実せしむべきであるので然るべく考慮されたい。(青色申告会)

(2) 国税当局よりの要望意見
(イ) 松山、徳島、鳴門及び伊野の各税務署庁舎は、明治初年

の建築、旧軍用建物の移築、元工場、元民有の銭湯の転用等のもので、老朽の上、白蟻の被害の著しいものもあり、職員の健康管理、事務能率、外来者の利便等を著しく阻害しているため、庁舎の新築について特に考慮されたい。

(ロ) 国税関係は高度の転勤率を有しているにも拘らず、既設宿舍数は他省庁に比して立遅れている。特に四国管内は山間地多く交通に不便なために宿舍の一段の整備について考慮されたい。

(三) 四、専売事業の状況

(1) 管内の比重

高松地方局の所管区域は香川、愛媛の両県にまたがり、管内には上質の黄色種の耕作地帯があり、製造工場としては直轄工場としての高松工場及び松山工場の二工場、再乾燥工場二工場がある。

三十二年度の実績に基いて、全国統計中、管内の占める割合をみると、葉たばこ収納は全国の七・六%に當る一千百万石で、前述のように黄色種の上質のものが多く、全国の第五位を占めている。たばこ製造高においては全国の三・六%に當る三十九億本であるが、その販売状況を売渡代金でみると、全国の僅か二・二%に當る五十億圓に過ぎない。

ある。なお一降当り借入金の最高は立休塩田研究所の二千九十七万一千円であり、一業者当り平均は四百七十六万五千円となっている。借入総額は表示の通り六十七億円であり、内訳は設備資金五十六億七千万円、運転資金十億三千万円であり、農林漁業資金は約四二%に当る二十八億一千万円、他は香川県の場合、百十四銀行が大半貸出している。

資金借入状況

全管	設備資金		運搬資金	合計	借入金に 対する農一 林漁業資 金の比率	借入金に 対する農一 林漁業資 借入金 の比率
	農業資金	一般資金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
香川県計	三、八四三、四七六、六〇六	一、〇五五、六六六、〇四〇	九、五〇〇、六〇七、三三三	四、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四二・〇	四二・〇
愛媛県計	二、八〇九、〇〇〇、〇〇〇	二、六七五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五五、六六六、〇四〇	四、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四二・〇	四二・〇

(一) 業界の要望意見

(1) 製塩施設の整理問題については、当時中央における塩業審議会に付議中であつたが、香川県塩業組合関係者との懇談会においては、次の通りの要望が提出された。

香川県の塩生産量は三十万七千トンで全国の三割を上廻り、当県としては次に次ぐ重要産業である。香川県における塩業が隆盛になつた原因は立地条件に恵まれたばかりでなく、塩業者が専業として努力を重ねた結果である。

這般の流下式転換工事に際しては、公社は不良塩田を優先的に採択して、優良塩田を後廻しにしたため県下の工事着手は遅延した。その結果、資金的にも資材上も悪条件を忍んで突貫工事をする事となり、総負債額は昭和四十四年四月三十一日に達し、償却も漸く始まつた計りである。金利負担が高くなつてゐるのは、農林漁業資金の割当が、他に比較して少なかつたことも一つの原因をなしている。しかし、単位当り生産量が他県に比し優位にあるので将来経営の合理化、設備の改良と相俟

つて、短期高利資金を長期低利資金へ借替え、その他工事遅延による悪条件を取除くことができれば、生産費の低減と、業界の安定は矛盾なく許り得ることが出来る。

特に今回の塩田整理に際しては、香川県は、

(1) 立地条件に恵まれた優秀塩田であるばかりでなく、集約的であるので、合理化の施策は行われ易い特徴をもつてゐる。

(2) 塩業者は総て専業であり、唯一の生活の拠り処として塩業に従事してきた。

(3) 香川県は、工業資源に恵まれず、電気事情も他地区に較べ決して有利でないのみならず、整理後の土地は水利の便なく利用価値は極度に低い。例へば昭和四年の整理塩田中、三十年を経過した今日においても原野に等しいものがある。

(4) 人口密度は全国七位にあり、他に見るべき産業もないので塩業者は勿論従業員も転職、転業は殆んど望み得ない。

という事情にあるので、香川県の塩業者は整理を欲しない。時運に適した合理化によつて塩業の継続を強く訴える。のみならず茲に至つた原因は、一に新規製塩の許可と流下式転換に当りその主力を何処に置くべきか、またその増産量は幾何なるという点に對する公社の誤算に基づくものである。

従つて、その整理に當つては、昨日まで増産一途に業者を指導し、多額の工事資金を投入せしめた責任を明らかにするとともに、設備の完全補償は勿論、塩業者の生活に對しても最大限の補償をなすべきことを強く要望する。

また塩取引価格は、生産費を基準にし、これに適正企業利潤を加えたものであることを要望する。

なお、流下式転換に當つて、本県は優良塩田なるがために立遅れ、その途中において、三十二年十一月塩生産設備の増設中止の指示があつたため、他地区との比較のみならず、県下においても業者間に現状設備の不均衡を来しているのは、是正のための増設をも認められたい。

(2) なお同懇談会において、海水利用工業の一環として、苦汁の工業化を図るため五億七千万円の資本を以て日本化学塩業株式会社が創設したが、現在かん水議受等が円滑を欠き、遊休せざるを得ないような状況にあるの

で、目下中止されている校條架設備の不均衡を是正し、計画的にかん水を譲受け、経済運転が出来るようにして欲しい旨の要望もなされた。

(3) 塩害の処理問題については、製塩業者の意見を徴するにとどまつたが、その概要は以下の通りである。塩害は業者としても相当注意を払つたが遺憾ながら局所的に発生した。すなわち三十二年十二月頃、六十日に亘る旱天を契機として発生し、さほどの被害はなかつたと思われるが、被害者は公社に責任があると誤認したために、問題として拡大された。少々感情的になり過ぎた向もあつたが、公社の介入もあり、現在は局地的に解決しつつある。特に三十二年七月公社及び農林省の立会い下に、果樹に對し種々の試験を行い、その結果を仄聞すると、被害の

原因ではない。操作上の注意を払ふことによつて解消できるといふことであり、業者も再度塩害問題を提起せしめぬよう格段の注意を払いつつあるといふことである。

(4) なお、三十二年五月二十三日、九州小浜における塩業者大会で爾後新規事業を許可しないよう決議がなされ、公社に申入れがなされたが、その後公社が大企業機械製塩を数社許可したことについて、生産過剰の折柄、公社の基本方針について不

信を訴える声が相当強かつたことを付言して置く。
以上、調査の結果の概要を御報告いたします。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、国稅徵收法案

国稅徵收法案
国稅徵收法
国稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)の全部を改正する。

目次
第一章 總則(第一条―第七条)
第二章 國稅と他の債權との調整
第一節 一般的優先の原則(第八条―第十二条)

第二節 國稅及び地方稅の調整(第十三条―第十四条)
第三節 國稅と被担保債權との調整(第十五条―第二十二條)

第四節 國稅と仮登記又は讓渡担保に係る債權との調整(第二十三条―第二十五條)

第五節 國稅及び地方稅等と私債權との競合の調整(第二十六條)

第三章 納稅義務
第一節 納稅義務の承継(第二十七條―第二十九條)
第二節 連帶納稅義務(第三十條―第三十一條)

第三節 第二次納稅義務(第三十二條―第三十九條)

第四節 人格のない社団等の納稅義務(第四十條―第四十一條)

第四章 納税の請求

第一節 納税の告知(第四十二

条―第四十四条)

第二節 督促(第四十五条・第

四十六条)

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押

第五十五条)

第二節 動産又は有価証券の

差押(第五十六条―

第六十一条)

第三節 債権の差押(第六十

二条―第六十七条)

第四節 不動産等の差押(第

六十八条―第七十一

条)

第五節 無体財産権等の差押

(第七十二条―第七

十四条)

第六節 差押禁止財産(第七

十五条―第七十八

条)

第七節 差押の解除(第七十

九条―第八十一条)

第二節 交付要求(第八十二

条―第八十八条)

第三節 財産の換価

第九十三条)

第一款 通則(第八十九条―

第九十三条)

第二款 公売(第九十四条―

第九十八条)

第三款 随意契約による売却

(第九十九条・第一百

零条)

第四款 売却決定(第一百十

一条―第一百十四条)

第五款 代金納付及び権利移

転(第一百五十五条―第

百二十七条)

第四節 換価代金等の配当(第

百二十八条―第三十

五条)

第五節 滞納処分費(第三百十

六条―第三百三十八

条)

第六節 雑則

第三十九条・第四百

十

第二款 財産の調査(第四百

十一條―第四百七

十

第六章 納税の猶予及び担保

第一節 徴収猶予(第四百八

条―第五百二十二

条)

第二節 滞納処分の停止(第百

五十三條・第五百四

十

第三節 納税の猶予に伴う利子

税額の減免(第五百五

十

第四節 納税の猶予に伴う担保

(第五百五十六條・第

百

第五節 保全担保及び保全差押

(第五百五十八條・第

百

第六節 担保の処分(第六十

六

第七章 還付(第六百六十一條―第

百六十五條)

第八章 再調査、審査及び訴訟

(第六百六十六條―第

百

第九章 雑則(第六百七十四條―第

百八十六條)

第十章 罰則(第六百八十七條―第

百八十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国税の賦課、

徴収及び還付に関する手続の執行

について必要な事項を定め、私法

秩序との調整を図りつつ、国民の

納税義務の適正な実現を通じて国

税収入を確保することを目的とす

る。

(定義)

第二条 この法律において、次の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち関

税、とん税及び特別とん税以外

のものをいう。

二 地方税 地方税法(昭和二十

五年法律第二百二十六号)第一

条第一項第十四号(用語)に規定

する地方団体の徴収金(都、特

別区及び全部事務組合のこれに

相当する徴収金を含む。)をい

う。

三 附帯税額 利子税額、延滞加

算税額、過少申告加算税額、過

少納付加算税額、軽加算税額、無

申告加算税額、源泉徴収加算税

額及び重加算税額をいう。

四 内国消費税 酒税、砂糖消費

税、物品税、揮発油税、地方道路

税及びトランプ類税(これらの

税に係る延滞加算税額及び滞納

処分費を含む。)をいう。

五 公課 滞納処分の例により徴

収することができる債権のうち

国税及び地方税以外のものをい

う。

六 納税者 所得税法(昭和二十

二年法律第二十七号)その他の

国税に関する法律の規定に基い

て国税(その滞納処分費を含

む。第四十二条(納税の告知)、

第四十五条(督促)及び第四十六

条(延滞加算税額)を除き、以下

同じ。)を納付する義務を負う者

(第二次納税義務者及び保証人

を含む。)をいう。

七 第二次納税義務者 第三十三

条から第三十九条まで(無限責

任社員等の第二次納税義務)又

は第四十一条第二項若しくは第

三項(人格のない社団等に係る

第二次納税義務)の規定により

納税者の国税を納付する義務を

負う者をいう。

八 保証人 第五十六条第一項

第六号(保証人)又は酒税法(昭

和二十八年法律第六号)その他の

の国税に関する法律の規定によ

り、納税者の国税の納付につい

て保証をした者をいう。

九 滞納者 納税者でその納付す

べき国税をその納付の期限まで

に納付しないものをいう。

十 法定納期限 所得税法その他

の国税に関する法律の規定によ

り国税を納付すべき期限(修正

申告、期限後申告、更正若しく

は決定(内国消費税又は入場税

に係るものを除く。)、延納、繰

上徴収又は徴収に関する猶予に

係る期限を除く。)をいい、附帯

税額及び滞納処分費について

は、その徴収の要因となつた国

税の当該期限をいう。

十一 徴収職員 税務署長又は国

税の徴収に関する事務につきそ

の委任を受けた職員をいう。

十二 強制換価手続 滞納処分

(その例による処分を含む。以

下同じ。)、強制執行、担保権の

実行としての競売、企業担保権

の実行手続及び破産手続をい

う。

十三 執行機関 滞納処分を執行

する行政機関その他の者(以下

「行政機関等」という。)、裁判所、

執行吏、強制管理人及び破産管

財人をいう。

(他の国税に関する法律との関係)

第三条 この法律に規定する事項で

他の国税に関する法律に別段の定

があるものは、その定めるところ

による。

(期間の計算及び期限の特例)

第四条 国税に関する法律に定める

期間の計算については、民法(明

治二十九年法律第八十九号)第百

三十九条から第四百三十三条まで

(期間)に定めるところによる。

2 国税に関する法律に定める国税

の申告、申請、納付又は徴収に関

する期限(前項の規定の適用があ

る期限その他政令で定める期限を

除く。が民法第四百三十二条(期間

の満了の特例)に規定する休日に

該当するときは、その国税に関す

る法律の規定にかかわらず、その

休日の翌日をその期限とみなす。

(書類の送達)

第五条 国税の賦課、徴収、還付又

は再調査若しくは審査に関する書

類は、郵便による送達又は交付送

達により、その送達を受けるべき

者の住所又は居所(事務所及び事

業所を含む。以下同じ。)に送達す

る。ただし、納税管理人があると

きは、国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）又は還付に關する書類については、その住所又は居所に送達する。

2 交付送達は、税務署所属の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行ひ。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行ふことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わなない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまを有するものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者の他前号に規定する者が送達すべき場所でないとき、又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合、送達すべき場所を差し置くこと。

4 通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を送達した場合に、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 税務署長は、前項に規定する場合に、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足る記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第六條 税務署長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であり、又はこの法律の施行地でない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、税務署長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその税務署の掲示場に掲示して行ひ。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（納税管理人）

第七條 納税者は、納税地に住所及び居所を有しないときは、納税に關する事項を処理させるため、納税地に住所又は居所を有する者その他その納税につき便宜を有する者のうちから納税管理人を定めることができる。

2 納税者は、この法律の施行地に住所及び居所を有せず、又は有しないこととなるときは、前項の納税管理人を定めなければならない。

3 納税者は、前二項の規定により納税管理人を定めたときは、その納税地を所轄する税務署長に申告しなければならない。その納税管理人を変更したときも、また同様とする。

第二章 国税と他の債権との調整

第一節 一般的優先の原則

（国税優先の原則）
第八條 国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある

場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価手続の費用の優先）

第九條 納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その手続により配当すべき金銭（以下この章において「換価代金」という。）につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）
第十條 納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次条、第十四条から第十七条まで（担保を徴した国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価の場合の内国消費税の優先）
第十一條 第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定により徴収する国税は、次条から第十七条まで（差押先着手による国税の優先）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（担保を徴した国税の優先）
第十四條 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき、他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）
第十五條 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、

において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だつて徴収する。

2 納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押に係る国税又は地方税（第九條（強制換価手続の費用の優先）の規定の適用を受ける費用を除く。）に次いで徴収する。

（交付要求先着手による国税の優先）
第十三條 納税者の財産につき、強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収する。

（担保を徴した国税の優先）
第十四條 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき、他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）
第十五條 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、

において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だつて徴収する。

2 納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押に係る国税又は地方税（第九條（強制換価手続の費用の優先）の規定の適用を受ける費用を除く。）に次いで徴収する。

（交付要求先着手による国税の優先）
第十三條 納税者の財産につき、強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収する。

（担保を徴した国税の優先）
第十四條 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき、他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）
第十五條 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、

その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に掲げる日とし、当該国税に係る附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に掲げる日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税、その納税告知書を發した日（所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税で申告により確定したものについては、その申告があつた日とし、所得税の予定申告に係る更正又は決定により確定したものについては、その通知書を發した日とする。）

二 法定納期限前に第四十三条第三項（繰上徴収）の規定により告知がされた国税、その告知により指定された納期限

三 所得税法第三章（予定納税及び予告申告）の規定により第二期において納付すべき所得税の納期限（第一期において納付すべき所得税の額をこえる部分の所得税については、予定納税及び予告申告に係る更正若しくは決定の通知書を發した日又は予定納税額修正申告書の提出があつた日）

四 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十五条第五項

(申告書の提出期限前の決定)の
規定による決定により確定した
相続税 その納税告知書を発し
た日

五 再評価税で確定した税額を二
以上の納期において納付するも
ののうち最初の納期後の納期に
おいて納付する再評価税 その
再評価税の最初の納期限

六 第二十四条第二項(譲渡担保
権者の物的納税責任)又は第百
五十九条第三項(保全差押の金
額の通知)の規定により告知し
又は通知した金額の国税 これ
らの規定による告知書又は通知
書を発した日

七 相続人(包括受遺者を含む。
以下同じ)の固有の財産から徴
収する被相続人(包括遺贈者を含
む。以下同じ)の国税及び相続
財産から徴収する相続人の固有
の国税(相続のあつた日前にそ
の納付すべき税額が確定したも
のに限る)その相続(包括遺贈を
含む。以下同じ)があつた日

八 合併により消滅した法人(以
下「被合併法人」という。)に属し
ていた財産から徴収する合併後
存続する法人又は当該合併に係
る他の被合併法人の固有の国税
及び合併後存続する法人の固有
の財産から徴収する被合併法人
の国税(合併のあつた日前にそ
の納付すべき税額が確定したも
のに限る)その合併のあつた日

九 第二次納税義務者又は保証人
として納付すべき国税 第三十
二条第一項(第二次納税義務者
に対する納付通知)第百六十条

第四項(保証人からの徴収)にお
いて準用する場合を含む。)の納
付通知書を発した日

2 前項の規定は、登記(登録を含
む。以下同じ)をすることがで
きる質権以外の質権については、
その質権者が、強制換価手続にお
いて、その執行機関に対し、その
設定の事実を証明した場合に限り
適用する。この場合において、有
価証券を目的とする質権以外の質
権については、その証明は、次に
掲げる書類によつてしなればな
らない。

一 公正証書
二 登記所又は公証人役場におい
て日附のある印章が押されてい
る私署証書

三 郵便法(昭和二十二年法律第
百六十五号)第六十三条(内容証
明)の規定により内容証明を受
けた証書

3 前項各号の規定により証明され
た質権は、第一項の規定の適用に
ついては、民法施行法(明治三十
一年法律第十一号)第五条(確定
日附がある証書)の規定により確
定されたものとみなす。

4 第一項の質権を有する者は、第
二項の証明をしなかつたため、国
税に後れる金額の範囲内において
は、第一項の規定により国税に優
先する後順位の質権者に対して優
先権を行うことができない。

(法定納期限等以前に設定された
抵当権の優先)
第十六条 納税者が国税の法定納期
限等以前にその財産上に抵当権を

設定しているときは、その国税
は、その換価代金につき、その抵
当権により担保される債権に次い
で徴収する。

(譲受前に設定された質権又は抵
当権の優先)
第十七条 納税者が質権又は抵当権
の設定されている財産を譲り受け
たときは、国税は、その換価代金
につき、その質権又は抵当権によ
り担保される債権に次いで徴収す
る。

2 前項の規定は、登記をすること
ができる質権以外の質権について
は、その質権者が、強制換価手続
において、その執行機関に対し、
同項の譲受前にその質権が設定さ
れている事実を証明した場合に限
り適用する。この場合において
は、第十五条第二項後段及び第三
項(優先質権の証明)の規定を準用
する。

(質権及び抵当権の優先額の限度
等)
第十八条 前三条の規定に基き国税
に先だつ質権又は抵当権により担
保される債権の元本の金額は、そ
の質権者又は抵当権者がその国税
に係る差押又は交付要求の通知を
受けた時における債権額を限度と
する。ただし、その国税に優先す
る他の債権を有する者の権利を害
することとなるときは、この限り
でない。

2 質権又は抵当権により担保され
る債権額を増加する登記がされた
場合には、その登記がされた時に
おいて、その増加した債権額につ
き新たに質権又は抵当権が設定さ

れたものとみなして、前三条の規
定を適用する。

(不動産保存の先取特権等の優先)
第十九条 次に掲げる先取特権が納
税者の財産上にあるときは、国税
は、その換価代金につき、その先
取特権により担保される債権に次
いで徴収する。

一 不動産保存の先取特権
二 不動産工事の先取特権
三 商法(明治三十二年法律第四
十八号)第八十条(救助者の先
取特権)若しくは第八百四十二
条(船舶債権者の先取特権)又は
国際海上物品運送法(昭和三十
二年法律第七十二号)第十九
条(船舶先取特権)の先取特権

四 国税に優先する債権のため又は
は国税のために不動産を保存した
者の先取特権
前項第三号及び第四号の規定
は、その先取特権者が、強制換価
手続において、その執行機関に対
しその先取特権がある事実を証明
した場合に限り適用する。

(法定納期限等以前にある不動産
賃貸の先取特権等の優先)
第二十条 次に掲げる先取特権が納
税者の財産上に国税の法定納期限
等以前からあるとき、又は納税
者がその先取特権のある財産を譲
り受けたときは、その国税は、そ
の換価代金につき、その先取特権
により担保される債権に次いで徴
収する。

一 不動産賃貸の先取特権その他
質権と同一の順位又はこれらに
優先する順位の動産に関する特
別の先取特権(前条第一項第三

号及び第四号に掲げる先取特権
を除く)。
二 不動産売買の先取特権
三 借地法(大正十年法律第四十
九号)第十三条(土地所有者等
の先取特権)、罹災都市借地借
家臨時処理法(昭和二十一年法
律第十三号)第八条(貸貸人等
の先取特権)又は接収不動産に
関する借地借家臨時処理法(昭
和三十一年法律第三十八号)
第七条(貸貸人等の先取特権)に
規定する先取特権

四 登記をした一般の先取特権
2 前条第二項の規定は、前項第一
号に掲げる先取特権について準用
する。

(留置権の優先)
第二十一条 留置権が納税者の財産
上にある場合において、その財産
を滞納処分により換出したとき
は、その国税は、その換価代金に
つき、その留置権により担保され
ていた債権に次いで徴収する。こ
の場合において、その債権は、質
権、抵当権又は先取特権により担
保される債権に先だつて配当する
ものとする。

2 前項の規定は、その留置権者
が、滞納処分の手続において、そ
の行政機関等に対し、その留置権
がある事実を証明した場合に限り
適用する。

(担保権付財産が譲渡された場合
の国税の徴収)
第二十二条 納税者が他に国税に充
てらるべき十分な財産がない場合
において、その者がその国税の法定
納期限等後に登記した質権又は抵

の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二 国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（地方税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは、成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三 前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。

四 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第三章 納税義務

第一節 納税義務の承継

（相続による納税義務の承継）
第二十七条 相続があつた場合には、その相続人又は民法第九百五十一条（相続財産法人）の法人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付すべき国税（以下「被相続人の国税」という。）を納付しなければならない。ただし、限定

承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同項の規定により被相続人の国税を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあな分して計算した額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付すべき国税の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付すべき国税を納付する責に任ずる。

（相続人からの徴収の手続）
第二十八条 納税者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を税務署長に届け出なければならない。

2 税務署長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徴収又は還付に関する処分書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類を送達された場合に限り、当該国税につきすべての相続人に對してされたものとみなす。

（法人の合併による承継）
第二十九条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法人が納付すべき国税を納付しなければならない。

（連帯納税義務の通則）
第三十条 国税の連帯納付義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七條及び第四百三十九條から第四百四十四條まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

第三十一条 共有物、共同事業又はこれらにより生じた財産に係る国税は、その納税者が連帯納付の義務を負う。

第二節 第二次納税義務

（第二次納税義務の通則）

第三十二条 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納

付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に對しその旨を通知しなければならない。

2 第二次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する第四十三条（繰上徴収）の規定により徴収する場合を除き、その期限後二十日以内に納付催告書を発して督促しなければならない。

3 第四十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

4 第二次納税義務者の財産の換価は、第二項の納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5 第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき再調査の請求若しくは審査の請求をし、又は訴を提起したときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

6 この節の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対してする求償権の行使を妨げない。

（無限責任社員の第二次納税義務）
第三十三条 合名会社又は合資会社が国税が滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場

合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）
第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に對し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）
第三十五条 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第七条の二第一項（同族会社の定義）に規定する会社に該当する会社（以下「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該会社の株式又は出資を除く。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限の一年前までに取得したものを除く。）の価額の限度において、当該会社は、その滞納

に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 その株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 その株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）
第三十六条 滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産（以下次条及び第三十八条事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務者）において「取得財産」という。）を含む）、第二号に掲げる者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 所得税法第三条の二（実質課税の原則）若しくは第四十六条（営業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第七条の三（実質課税の原則）の規定により課された国税。その国税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者。

二 所得税法第六十七条（同族会社等の行為又は計算の否認）、法人税法第三十一条の三（同族会社等の行為又は計算の否認）又は相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）の規定により課された国税。これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者（共同的な事業者の第二次納税義務）。

第三十七条 次の各号に掲げる者が納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納税者の所得となつていて、その納税者がその供さにおいて、その納税に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 納税者が個人である場合、その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納税者の経営する事業から所得を受けているもの。

二 納税者がその事実のあつた時の現況において同族会社である場合、その判定の基礎となつた株主又は社員（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）。

第三十八条 納税者がその親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの（以下「親族その他の特殊関係者」という。）に事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合において、その納税者が当該事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）
第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く）、債務の免除その他の

第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

第四節 人格のない社団等の納税義務

（人格のない社団等の納税義務）
第四十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）
第四十一条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合（第二十九条（法人の合併による承継）の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等の納付すべき国税（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時ににおける人格のない社団等の財産のうち、その法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税）を納付する義務を負う。

2 人格のない社団等が国税を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつていて、その者に法律上帰属するものとみられる財産を除く。）につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

3 滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第三十四条（清算人等）の第二次納税義務）の規定の適用がある場合を除く。）において、当該社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前になされている場合は、この限りでない。

第四章 納税の請求

第一節 納税の告知

（納税の告知）
第四十二条 国税を徴収しようとするときは、税務署長は、納税者（第二次納税義務者及び保証人を除く。以下この節において同じ。）に対し、政令で定めるところにより、その納付すべき金額、納期限及び納付場所を指定して納税の告知をしなければならない。

（繰上徴収）
第四十三条 税務署長は、次の各号の一に該当するときは、既に納税義務の確定した国税でその納期限においてその全額を徴収すること

ができないと認められるものに限
り、その納期限前においても、そ
の繰上徴収をすることができ
る。
一 納税者の財産につき強制換
手続が開始されたとき。
二 納税者が限定承認をしたと
き。
三 法人である納税者が解散した
とき。
四 納税者が納税管理人を定めな
いでこの法律の施行地に住所及
び居所を有しないこととなる
とき。
五 納税者が不正に国税の賦課若
しくは徴収を免かれ、若しくは
免かれようとし、又は国税の還
付を受け、若しくは受けよう
としたと認められたとき。
六 前項に規定する既に納税義務の
確定した国税とは、次に掲げる
ものとする。

一 納税の告知をした国税
二 申告又は更正若しくは決定の
通知に係る所得税(予定納税額
の通知に係る所得税を含む)、
法人税、相続税、贈与税及び再
評価税
三 製造場から移出された内国消
費税の課税される物品(物品税法
(昭和十五年法律第四十号)第一
条(課税物件に規定する第一種
の物品を除く)又は販売された
当該第一種の物品に対する内国
消費税
四 入場税法(昭和二十九年法律
第九十六号)第二条第一項(定
義)に規定する興行場等への入
場につき徴収した入場料金に対
する入場税

3 税務署長は、第二項の規定によ
り繰上徴収をしようとするとき
は、その旨を納税者に告知しな
ければならない。この場合にお
いて、既に納税の告知をしてい
るときは、納期限の変更を告知しな
ければならない。
(強制換手続の場合の内国消費税の
徴収)
第四十四条 内国消費税の課され
る物品が強制換手続により換
手された場合において、酒税法その
他の内国消費税に関する法律の規
定によりその移出(前条第二項第
三号に規定する第一種の物品につ
いては、販売)があつたとみなさ
れるときは、その売却代金のうち
からその内国消費税を徴収するこ
とができる。
2 税務署長は、前項の規定により
内国消費税を徴収するときは、
あらかじめ執行機関及び納税者に
対し、同項の規定により徴収すべ
き税額その他必要な事項を通知し
なければならぬ。
3 前項の通知があつた場合にお
いて、第一項の換手がされたとき
は、その執行機関に対する通知は
交付要求として、その納税者に対
する通知は納税の告知としてそれ
ぞれされたものとみなす。
第二節 督促
(督促)
第四十五条 国税(延滞加算税額
を除く)がその納期限までに完納
されないときは、税務署長は、次
に掲げる場合を除き、その納期限
後二十日以内に督促状を発しな
ければならない。

一 第四十三条(繰上徴収)の規定
により国税を徴収する場合
二 所得税法第六十九条第三項
(脱税額の即時徴収)その他の国
税に関する法律の規定により、
偽りその他不正の行為により免
かれ、若しくは免かれようとし、
又は還付を受けた国税その他の
国税を直ちに徴収する場合
2 前項の規定により督促する場合
において、その督促に係る国税の
利子税額があるときは、その利子
税額につき、あわせて督促しな
ければならない。
(延滞加算税額)
第四十六条 督促状を発した場合に
おいて、その発した日から起算し
て十日を経過した日までに国税が
完納されないときは、その日の翌
日からその国税を納付する日まで
の日数に應じ、その滞納税額(附
帯税額を除く。以下この条にお
いて同じ)百円につき一日三銭の割
合を乗じて計算した金額に相当す
る延滞加算税額をその滞納税額の
属する税目の国税として滞納税額
に加算して徴収する。
2 前項の場合において、滞納税額
の一部が納付されたときは、その
納付の日の翌日以後の期間に係る
延滞加算税額の計算の基礎となる
滞納税額は、その納付された税額
を控除した金額とする。

3 第一項の延滞加算税額は、督促
状を発した日から起算して十日を
経過した日における滞納税額に対
し百分の五の割合を乗じて計算し
た金額をこえることができない。
4 第一項の規定は、延滞加算税額
の計算の基礎となる滞納税額が千
円未満であるときは適用せず、ま
た、その滞納税額に千円未満の端
数があるときは、同項の規定の適
用については、その端数を切り捨
てた金額をその滞納税額とする。
5 第一項から前項まで又は次項の
規定により計算した延滞加算税額
の金額が三百円未満であるとき
は、延滞加算税額は、徴収しな
い。
6 第一項の延滞加算税額の計算の
基礎となる滞納税額(滞納税額の
一部の納付があつたときは、その
納付前における滞納税額(全額)
が十万円未満であるときは、同項
の延滞加算税額は、同項から第四
項までの規定にかかわらず、その
延滞加算税額の計算の基礎となる
滞納税額及び期間に應じ政令で定
める簡易延滞加算税額表に掲げる
金額による。
7 前項の簡易延滞加算税額表に掲
げる金額は、第一項から第五項ま
での規定により計算した延滞加算
税額の範囲内で定める。
8 第一項の延滞加算税額を徴収す
べき場合において、滞納者の納付
した国税が督促状を発した日から
起算して十日を経過した日にお
ける滞納税額に達するまでは、その
納付した国税は、まずその滞納税
額に充てられたものとする。
9 第五十五条(利子税額等の減
免)の規定の適用がある場合の
ほか、公示送達の方法により督促を
した場合又は国税を滞納したこと
について税務署長がやむを得ない

理由があるとする場合には、第
一項の延滞加算税額の全部又は一
部を免除することができ。
第五章 滞納処分
第一節 財産の差押
第一款 通則
(差押の要件)
第四十七条 次の各号の一に該当す
るときは、徴収職員は、滞納者の
国税につきその財産を差し押えな
ければならない。
一 滞納者が督促を受け、その督
促状を発した日から起算して十
日を経過した日までにその督促
に係る国税(延滞加算税額を含
む)を完納しないとき。
二 第四十五条第一項各号(督促
状の発付を要しない場合)に掲
げる場合において、納税者が納
税の告知の期限までにその国税
を完納しないとき。
2 国税の納期限後前項第一号に規
定する十日を経過した日までに、
督促を受けた滞納者につき第四
十五条第一項各号(繰上徴収)の一に
該当する事実が生じたときは、徴
収職員は、直ちにその財産を差し
押えることができる。
3 第二次納税義務者又は保証人に
ついて第一項の規定を適用する場
合には、同項中「督促状」とあるの
は「納付催告書」と「納税の告知」と
あるのは「納付通知書による告知」
とする。
(超過差押及び無益な差押の禁止)
第四十八条 国税を徴収するために
必要な財産以外の財産は、差し押
えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができる。

(差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重)

第四十九条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押えるに当つては、滞納処分執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

(第三者の権利の目的となつてい

る財産の差押換)

第五十条 質権、抵当権、先取特権(第十九条第一項各号(不動産保存の先取特権等)又は第二十条第一項各号(不動産賃貸の先取特権等)に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ)留置権、賃借権その他第三者の権利(これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ)の目的となつてい

る財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつていないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日(随意契約による売却をする場合

には、その売却の日)までに、その差押換を請求することができる。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならぬものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその第三者に通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものである

り、又は他の第三者の権利の目的となつてい

るものであるときを除

き、これを差し押え、かつ、換価に付した後になければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつてい

る財産を換価することができない。

4 税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付さないときは、第一項に規定する第三者の権利の目的となつてい

る財産の差押を解除しなければならない。ただし、第三十二条第四項又は第五項(第二次納税義務者の財産の換価の制限)その他の国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

5 第二項又は前項の差押は、第四百九十九条第一項(徴収猶予の効果)その他の法律の規定で新たに滞納処分執行をすることができない

こととするものにかかわらず、することができ

る。

(相続があつた場合の差押)

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

2 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となつてい

ないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができ

ることを理由として、その差押換を請求することが

できる。

3 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならぬものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合において

は、前条第五項の規定を準用する。

(果実に対する差押の効力)
第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産(以下「差押財産」といふ)から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができ

る天然果実(その財産から生ずる天然果実を除く)については、この限りでない。

(保険に付されている財産に対する差押の効力)

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の二第一項第一号(火災共済協同組合の火災共済事業)に規定する共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつてい

るときは、その差押の効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押えた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押をもつてこれらの者に対抗することができない。

2 徴収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四十四条第一項ただし書(先取特権の物上代位)その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

(差押調査)
第五十四条 徴収職員は、次に掲げる財産を差し押えたときは、差押

調査の謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産(第七十条(船舶又は航空機の差押)又は第七十一条(自動車又は建設機械の差押)の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ)又は有価証券

二 債権(電話加入権、賃借権その他取り立てることができる債権を除く。以下この章において同じ)。

三 第七十三条(電話加入権等の差押)の規定の適用を受ける財産(質権者等に対する差押の通知)
第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押えたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知

れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利の目的となつてい

る財産
二 仮登記がある財産
三 仮差押又は仮処分がされている財産
仮差押又は仮処分をした執行裁判所、執行吏又は強制管理人

第二款 動産又は有価証券の差押
(差押の手続及び効力発生時期等)
第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行

ふ。

2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(有価証券に係る債権の取立)
第五十七條 有価証券を差し押えたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をするこ

とができる。
2 徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、納税者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(第三者が占有する動産等の差押手続)
第五十八條 滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

2 前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者その他の換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができると認められるときは、税務署長は、同項の第三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができ

る。
3 前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徴収職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受けた第三者が指定された期限までに徴

収職員にその引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定にかかわらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)
第五十九條 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が、滞納者との契約による賃借権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする権利に基づきその命令に係る動産を占有している場合において、その引渡をすることにより占有の目的を達することができなくなるときは、その第三者は、その占有の基礎となつて

いる契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

2 徴収職員は、前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者の請求がある場合には、その第三者が前項前段の規定により契約を解除したときを除き、その動産の占有の基礎となつて

いる契約の期間内(その期限がその動産を差し押えた日から三月を経過した日より遅いときは、その日まで)は、その第三者にその使用又は収益をさせなければならない。

3 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が賃借借契約に基づきこれを占有している場合において、第一項前段の規定によりその契約を解除し、かつ、前

条第二項の命令があつた時前にその後の期間分の借賃を支払つていないときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で同条第三項の規定による差押の日後の期間に係るもの(その金額が三分分に相当する金額をこえるときは、当該金額)の配当を請求することができる。この場合において、その請求があつた金額は、第八條(国税優先の原則)の規定にかかわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

4 前項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒まなかつた同項に規定する第三者について準用する。

(差し押えた動産等の保管)
第六十條 徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

2 前項の規定により滞納者又は第三者に保管させたときは、第五十六條第二項(動産等の差押の効力発生時期)の規定にかかわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

(差し押えた動産の使用収益)
第六十一條 徴収職員は、前条第一項の規定により滞納者に差し押えた動産を保管させる場合において、国税の徴収上支障がないと認めるときは、その使用又は収益を許可することができる。

2 前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管させる場合について準用する。

第三款 債権の差押
(差押の手続及び効力発生時期)
第六十二條 債権の差押は、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行

ふ。
2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁止しなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。

(差し押える債権の範囲)
第六十三條 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

(抵当権等により担保される債権の差押)
第六十四條 抵当権又は登記することができ

る質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる。この場合において、その嘱託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権の設定者又は先取特権がある財産の権利者(第三債務者を除く。)に差し押えた旨を通知しなければならない。

(債権証書の取上げ)
第六十五條 徴収職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合において、第五十六條第一項(動産等の差押手続)及び第五十八條(第三者が占有する動産等の差押手続)の規定を準用する。

(継続的な収入に対する差押の効力)
第六十六條 給料、年金その他これらに類する債権で継続的に収入することができ

るもの、の差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

(差し押えた債権の取立)
第六十七條 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができ

る。
2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4 第百五十七条第一項から第三項まで(納付委託)の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

第四款 不動産等の押差

(不動産の差押の手続及び効力発生時期)

第六十八条 不動産(地上権その他不動産を目的とする物権(所有権を除く)、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。)の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行ふ。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

5 鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押の登録がされた時に生ずる。

(差押不動産の使用収益)

第六十九条 滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に

従い、使用又は収益をすることができ。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされたと認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる。

2 前項の規定は、差し押えられた不動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者について準用する。

(船舶又は航空機の差押)

第七十条 登記される船舶(以下「船舶」といふ。)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(以下「航空機」といふ。)の差押については、第六十八条第一項から第四項まで(不動産の差押の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。

2 税務署長は、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、発航の準備が終つた船舶又は航空機については、この限りでない。

3 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができ。

4 前項の処分が差押書の送達前にされた場合には、第一項において準用する第六十八条第二項の規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。

5 税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押えた場合又は航空機を停泊させた場合において

て、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、航行を許可することができる。

(自動車又は建設機械の差押)

第七十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(以下「自動車」といふ。)又は建設機械(以下「建設機械」といふ。)の差押については、第六十八条第一項から第四項まで(不動産の差押の手続及び効力発生時期)の規定を準用する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、自動車又は建設機械の差押について準用する。

3 税務署長は、自動車又は建設機械を差し押えた場合には、滞納者に対し、これらの引渡を命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。

4 第五十六条第一項(動産等の差押手続)、第五十八条第三項が占有する動産等の差押手続及び第五十九条(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)の規定は、前項の規定により徴収職員に自動車又は建設機械を占有させる場合について準用する。

5 徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車又は建設機械を滞納者又はこれを占有する第三者に保管させることができる。この場合においては、封印その他の

公示方法によりその自動車又は建設機械が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行又は建設機械の使用を許可する場合を除き、これらの運行又は使用をさせないための適当な措置を講じなければならない。

6 徴収職員は、第三項又は前項の規定により占有し、又は保管させた自動車又は建設機械につき営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、その運行又は使用を許可することができる。

第五款 無体財産権等の差押

(特許権等の差押の手続及び効力発生時期)

第七十二条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」といふ。)のうち特許権、著作権その他第三債務者又はこれに準ずる者(以下「第三債務者等」といふ。)がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行ふ。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、無体財産権等での権利の移転につき登記を要するものを差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第一項の

規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

(電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期)

第七十三条 無体財産権のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産の差押は、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行ふ。

2 前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するものの差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替へるものとする。

4 第六十五条(債権証券の取上げ)及び第六十七条(差し押えた債権の取立)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

(差し押えた持分の払戻の請求)

第七十四条 税務署長は、中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に(脱退につき予告その他一定の手続を要する場合)には、これをした後任意に)脱退することができ。以下この条において「組合等」といふ。の組合員、会員その他の構成員である滞納者の持分を差し押えた場合において、当該持分につき次に掲げる理由があり、かつ、その持分以外の財産

に供する家畜及びその飼料並び

具、避難器具その他の備品

の給料等から控除される社会保

ものゝとみたり

卷之六

く保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民年金法（昭和三十四年法律第 号）

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）

七 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十号）

九 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

十一 地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する条例（条件付差押禁止財産）

第七十八条 次に掲げる財産（第七十五条第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができない財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていないものを提供したときは、その選択により、差押をしな

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

第七款 差押の解除（差押の解除の要件）

第七十九条 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。

一 納付、充当、賦課の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。

二 差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき。

徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押を解除することができる。

一 差押に係る国税の一部の納付又は充当、賦課の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押に係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二 滞納者が他に差し押えることができる適当な財産を提供した

場合において、その財産を差し押えたとき。

（差押の解除の手続）

第八十条 差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行ふ。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行ふ。

二 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

一 動産又は有価証券、その引渡及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去

二 債権又は第三債務者等がある無体財産権等 滞納者への通知 税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

4 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他国の

責に帰すべき理由による場合

差押の時に存在した場所

二 その他の場合 差押を解除した時に存在する場所

5 第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車若しくは建設機械の差押を解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第四項（権利証書の取上げ））の規定により準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有した自動車若しくは建設機械があるときについて準用する。

（質権者等への差押の解除の通知）

第八十一条 税務署長は、差押を解除した場合において、第五十五条各号（質権者等に対する差押の通知）に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者があるときは、これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない。

第二節 交付要求（交付要求の手続）

第八十二条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（交付要求の制限）

第八十三条 税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができるものと認められるときは、交付要求をしな

（交付要求の解除）

第八十四条 税務署長は、納付、充当、賦課の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。

2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによつて行ふ。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）及び第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定は、交付要求を解除した場合について準用する。

（交付要求の解除の請求）

第八十五条 強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に対し、次の各号のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

一 その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。

二 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除しなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

(参加差押の手続)

第八十六条 税務署長は、第四十七条(差押の要件)の規定により差押をすることができるときは、当該財産について、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押がなされているときは、当該財産について、交付要求は、第八十二条第一項(交付要求の手続)の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

- 一 不動産及び有価証券
- 二 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 三 電話加入権

2 税務署長は、前項の交付要求(以下「参加差押」という。)をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押をした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

3 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 第五十五条(質権者等に対する差押の通知)の規定は、参加差押をした場合について準用する。

(参加差押の効力)

第八十七条 参加差押をした場合において、その参加差押に係る財産につきなされた滞納処分による差押が解除されたときは、その参加差押(二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先になされたもの)は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのぼつて差押の効力を生ずる。

- 一 不動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押をした行政機関等に交付された時
- 二 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械 参加差押通知書が滞納者に送達された時(参加差押の登記がその送達前になされた場合には、その登記がなされた時)
- 三 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時

2 税務署長は、差し押えた不動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その不動産又は有価証券の差押を解除すべきときは、その不動産又は有価証券を前項の規定により差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。

3 参加差押をした税務署長は、その参加差押に係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、すみやかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

(参加差押の制限、解除等)

第八十八条 第八十三条から第八十五条まで(交付要求の制限、解除等)の規定は、参加差押について準用する。

2 税務署長は、参加差押の登記をした財産の参加差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

3 税務署長は、電話加入権の参加差押を解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押に関する手続について必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産の換価

第一款 通則

(換価する財産の範囲)

第八十九条 差押財産(金銭、債権及び第五十七条(有価証券に係る債権の取立)の規定により債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。)は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2 差し押えた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立をしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立をすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができない。

(換価の制限)

第九十条 果実は成熟した後、蜜は

満となつた後でなければ、換価をすることができない。

2 前項の規定は、生産工程における仕掛品(栽培品その他これらに類するものを含む。)で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するものでなければ、その価額が著しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

(自動車等の換価前の占有)

第九十一条 自動車又は建設機械の換価は、徴収職員が第七十一条第三項(差し押えた自動車等の占有)の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(買受人の制限)

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産を、直接であると間接であると問はず、買受けることができない。国税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

(修理等の処分)

第九十三条 税務署長は、差押財産を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができない。

(公告)

第九十四条 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公告に付さなければならない。

2 公告は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

(公告公告)

第九十五条 税務署長は、差押財産を公告に付するときは、公告の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公告に付する財産(以下「公告財産」という。)が不相应の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

- 一 公告財産の名称、数量、性質及び所在
- 二 公告の方法
- 三 公告の日時及び場所
- 四 売却決定の日時及び場所
- 五 公告保証金を納付させるときは、その金額
- 六 買受代金の納付の期限
- 七 公告財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨
- 八 公告財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨
- 九 前各号に掲げる事項のほか、公告に關し重要と認められる事項

2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法をあわせて用いることを妨げない。

(公売の通知)

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次に掲げる者のうち知れている者に通知しなければならない。

一 公売財産につき交付要求をした者

二 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

2 税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知れている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第三十條第一項(債権現在額申立書の提出)に規定する債権現在額申立書とその財産の売却決定をする日の前日まで提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

(公売の場所)

第九十七条 公売は、公売財産の所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)において行うものとする。ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

(見積価額の決定)

第九十八条 税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

(見積価額の公告等)

第九十九条 税務署長は、公売財産のうち次の各号に掲げる財産を公

売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。

一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日

二 せり売の方法又は第五十五条第一項(複数落札入札制)に規定する方法により公売する財産(前号に掲げる財産を除く。) 公売の日

三 その他の財産で税務署長が公告を必要と認めるもの 公売の日

2 税務署長は、見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない。

3 第九十五条第二項(公売公告の方法)の規定は、第一項の公告について準用する。ただし、税務署長は、公売財産が動産であるときに限り、その財産に見積価額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代えることができる。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限り。)又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、借賃又は地代その他これらの権利の内容を公告しなければならない。

(公売保証金)

第一百条 公売財産の入札をしようとする者は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出に係るもの

及びその支払保証のあるものを含む。以下第十五条第三項(買受代金の納付の期限)において同じ。)で納付しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が五万円以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、その納付を要しないものとすることができる。

2 公売財産の入札又はせり売に係る買受の申込(以下「入札等」という。)をしようとする者(以下「入札者等」という。)は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を納付した後でなければ、入札等を行うことができない。

3 公売財産の買受人は、その納付した公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第十五条第四項(売却決定の取消)の規定により売却決定が取り消されたときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

4 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその納付した者に返還しなければならない。

一 第四百四条(最高価申込者の決定)又は第四百五条(複数落札入札制)による最高価申込者の決定の規定により最高価申込者を定めた場合において、他の入札者等の納付した公売保証金があるとき。

二 第四百四条(買受申込等の取消)の規定により最高価申込者

又は買受人がその入札等又は買受を取り消した場合において、その者の納付した公売保証金があるとき。

三 第一百七条(国税の完納による売却決定の取消)の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の納付した公売保証金があるとき。

(入札及び開札)

第一百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名(法人にあつては、名称、以下同じ。)、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書を封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

3 開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第一百二条 税務署長は、入札の方法により差押財産を公開する場合において、入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができる。

(せり売)

第一百三条 せり売の方法により差押財産を公売するときは、徴収職員は、その財産を指定して、買受

の申込を催告しなければならない。

2 徴収職員は、せり売人を選び、差押財産のせり売を取り扱わせることができる。

3 前条の規定は、差押財産のせり売について準用する。

(最高価申込者の決定)

第一百四条 徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない。

2 前項の場合において、最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、更に入札等をさせて定め、なおその入札等の価額が同じときは、くじで定める。

(複数落札入札制による最高価申込者の決定)

第一百五条 税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、その財産の数量の範囲内において入札をしようとする者の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法(以下「複数落札入札制」という。)によることを定める。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

2 複数落札入札制による場合において、最高価申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量については、入札がなかつたものとする。

3 税務署長は、複数落札入札制による最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人のうちに買受代金をその納付の期限までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに代金を納付せしめるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内において、まず、前項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量（買受代金を納付しない買受人の同項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者とならなかつた者を最高価申込者とする事ができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

（入札又はせり売の終了の告知等）
第百六条 徴収職員は、最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合には、数量及び単価。以下次項において同じ。）を呼び上げた後、入札又はせり売の終了を告知しなければならない。

2 前項の場合において、公売した財産が不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は無体財産権等（以下「不動産等」という。）

であるときは、税務署長は、最高価申込者の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を落札者及び第九十六条第二項各号（公売の通知）に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知れてゐる者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

3 第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、前項の公告について準用する。

第百七条 税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に適しないとき、又は次条第二項若しくは第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。

2 税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があるとき認めるときは、公売財産の見積価額の変更、第九十五条第一項本文（公売公告）の期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができ。

3 第九十六条（公売の通知）の規定は、第一項の規定による公売が直前の公売期日から十日以内に行われるときは、適用しない。

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告の日）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

（公売実施の適正化のための措置）
第百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者
三 偽りの名義で買受申込をした者
四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
六 前各号に掲げる者のほか、公売又は隨意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第四項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。

4 税務署長は、第一項の規定の適用に必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

第三款 隨意契約による売却
（隨意契約による売却）
第百九条 次の各号の一に該当するときは、税務署長は、差押財産を、公売に代えて、隨意契約により売却することができる。

一 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却すること、その他公売に付することとが公益上適当でないと認められるとき。
二 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。
三 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したとき。

3 税務署長は、第一項第三号の規定により売却する差押財産が動産であるときは、あらかじめ公告した価額により売却することができる。

4 第九十六条（公売の通知）及び第百七条第三項（公売通知等の例外）の規定は、差押財産を隨意契約により売却する場合において、第百六条第二項（最高価申込者の通知）の規定は、隨意契約により買受人となるべき者を決定した場合について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「隨意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と読み替へるものとする。

（国による買入れ）
第百十條 国は、前条第一項第三号の規定に該当する場合において、必要があるときは、同条第二項の規定による見積価額でその財産を買い入れることができる。

第四款 売却決定
（動産等の売却決定）
第百十一條 税務署長は、動産又は有価証券を換価に付するときは、公売をする日（隨意契約により売却する場合に於ては、その売却する日。以下「公売期日等」という。）において、最高価申込者（隨意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）に対して売却決定を行う。

（動産等の売却決定の取消）
第百十二條 換価をした動産又は有価証券に係る売却決定の取消は、

第五部 大蔵委員会会議録第九号 昭和三十四年二月二十四日【参議院】

これをもつて買受代金を納付した善意の買受人に対抗することができない。

2 前項の規定により買受人に対抗することができないことにより損害が生じた者がある場合には、その生じたことについてその者に故意又は過失があるときを除き、国は、その通常生ずべき損失の額を賠償する責に任ずる。この場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、その者に對する求償権の行使を妨げない。

(不動産等の売却決定)

第百十三條 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日(以下「売却決定期日」という。)において最高価申込者に対して売却決定を行う。

(買受申込等の取消)

第百十四條 換価に付した財産(以下「換価財産」という。)について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、第百六十六條第三項ただし書(再調査の請求がされた場合の処分停止)(第百六十七條第四項(審査の請求)についての準用規定)において準用する場合を含む。)若しくは第百七十一條第三項本文(再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止)の規定又は行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第十條第二項(執行停止命令)の規定による命令により滞納処分の執行を停止したときは、その停止している間は、その最高価申

込者又は買受人は、その入札等又は買受を取り消すことができる。

第五款 代金納付及び権利移転

移転

(買受代金の納付の期限等)

第百十五條 換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日とする。

2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、十日をこえることができない。

3 買受人は、買受代金を前項の納付の期限までに現金で納付しなければならぬ。

4 税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。

(買受代金の納付の効果)

第百十六條 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

(国税の完納による売却決定の取消)

第百十七條 税務署長は、換価財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。

(売却決定通知書の交付)

第百十八條 税務署長は、換価財産(有価証券を除く。)の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならぬ。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

却決定通知書を買受人に交付しなければならぬ。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

(動産等の引渡)

第百十九條 税務署長は、換価した動産、有価証券又は自動車若しくは建設機械(徴収職員が占有したものに限り)の買受人が買受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならない。

2 税務署長は、前項の場合において、その財産を滞納者又は第三者に保管させているときは、売却決定通知書を買受人に交付する方法によりその財産の引渡をすることができる。この場合において、その引渡をした税務署長は、その旨を滞納者又は第三者に通知しなければならない。

(有価証券の裏書等)

第百二十條 税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならない。

2 税務署長は、前項の場合において、滞納者とその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

(権利移転の登記の嘱託)

第百二十一條 税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法

(明治三十二年法律第二十四号)その他の法令に別段の定めがある場合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

(債権等の権利移転の手続)

第百二十二條 税務署長は、換価した債権又は第七十三條第一項(電話加入権等の差押手続)に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債権者等に交付しなければならない。

2 前項の場合において、第六十五條(債権証書の取上げ)(第七十三條第四項(権利証書の取上げ)において準用する場合を含む。)の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。

(権利移転に伴う費用の負担)

第百二十三條 第百二十條第二項(有価証券の裏書等の代位)の規定による手続に関する費用及び第百二十一條(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録税その他の費用は、買受人の負担とする。

(担保権の消滅又は引受)

第百二十四條 換価財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権、並びに担保の目的でされている仮登記により保全される請求権及び第二十三條第一項(仮登記のある財産の差押の効力)の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るものは、その買受人が買受代金を納付した時に消滅する。

減する。第二十四條(譲渡担保権者の物的納税責任)の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、また同様とする。

2 税務署長は、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械を換価する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その財産上の質権、抵当権又は先取特権(登記がされているものに限り)以下この条において同じ。)に関する負担を買受人に引き受けさせることができる。この場合において、その引受があつた質権、抵当権又は先取特権については、前項の規定は、適用しない。

一 差押に係る国税がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に次いで徴収されるものであるとき。

二 その質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の弁済期限がその財産の売却決定期日から六月以内に到来しないとき。

三 その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申出があつたとき。

(換価に伴う消滅する権利の登記のまつ消の嘱託)

第百二十五條 税務署長は、第百二十一條(権利移転の登記の嘱託)の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴う消滅する権利に係る登記があるとき

は、あわせてそのまづ消を関係機関に囑託しなければならない。

(担保責任)

第二百二十六条 民法第五百六十八条（強制競売における担保責任）の規定は、差押財産の換価の場合について準用する。

(法定地上権等の設定)

第二百二十七条 土地及びその上にある建物又は立木（以下この条において「建物等」という。）が滞納者の所有に属する場合において、その土地又は建物等の差押があり、その換価によりこれらの所有者を異にするに至つたときは、その建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

2 前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替へるものとする。

3 前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定める。

第四節 換価代金等の配当（配当すべき金銭）

第二百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

- 一 差押財産の売却代金
- 二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭
- 三 差し押えた金銭

四 交付要求により交付を受けた金銭

(配当の原則)

第二百二十九条 前条第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

- 一 差押に係る国税
- 二 交付要求を受けた国税、地方税及び公課
- 三 差押財産に係る質権、抵当権、先取特権又は留置権により担保される債権
- 四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（第三者の損害賠償請求権等への配当）（これらの規定を第七十一条第四項（自動車等）についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権

2 前条第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押又は交付要求に係る国税に充てる。

3 前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者（担保の目的でされている仮登記の権利者を含む。以下第百三十一条（配当計算書）において同じ。）に交付する。

4 換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章（国税その他の債権との調整）、第五十九条第一項後段及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税額を除く。以下この項において同じ。）及びその利子税額又は延滞加算税額に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

(債権額の確認方法)

第二百三十条 前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。

- 一 登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権
 - 二 登記することができない質権
- 若しくは先取特権又は留置権により担保される債権で知れているもの

3 前条第一項第四号に掲げる債権で知れているもの

8 前条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その

者は、配当を受けることができない。

(配当計算書)

第二百三十一条 税務署長は、第二百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その贈本を発送しなければならない。

- 一 債権現在額申立書を提出した者
- 二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
- 三 滞納者

(換価代金等の交付期日)

第二百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の贈本を交付するときは、その贈本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2 前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の贈本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第二百二十九条第一項第三号又は第四号（配当を受ける債権）に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

(換価代金等の交付)

第二百三十三条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に

従つて換価代金等を交付するものとする。

2 換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申立があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。

- 一 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等の申出に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。
- 二 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を更正せざるものである場合において、その異議に關係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。
- 三 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を更正せざるその他の債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に關係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。

3 前項の規定により換価代金等を交付することができない場合、換

価代金等を配当すべき債権が停止条件附である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合（その仮登記に基づく本登記が換価の時までにされている場合を除く。）における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

（換価代金等の供託）

第三百三十四条 換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならぬ。

2 税務署長は、前項の規定により供託したときは、その旨を同項の債権者に通知しなければならぬ。

（売却決定の取消に伴う措置）

第三百三十五条 税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。ただし、第三百三十二条第一項（動産等の売却決定の取消）の規定により、その取消をもつて買受人に對抗することができないときは、この限りでない。

一 徴収職員が受領した換価代金等の買受人への返還

二 第三百三十一条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利の移転の登記のまつ消の嘱託

三 第三百二十五条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵当権その他

の権利の登記の回復の登記の嘱託

2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る質権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することが出来る。この場合において、配当した金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

第五節 滞納処分

（滞納処分費の範囲）

第三百三十六条 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用とする。

（滞納処分費の配当等の順位）

第三百三十七条 滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充當する。

（滞納処分費の納入の告知）

第三百三十八条 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さへようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、

納入の告知をしなければならない。

第六節 雑則

第一款 滞納処分の効力

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

第三百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を執行することができる。

2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）

第三百四十条 滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。

第二款 財産の調査

（質問及び検査）

第三百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

（搜索の権限及び方法）

第三百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器的類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

（搜索の時間制限）

第三百四十三条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索家は、日没後まで継続することができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することが出来る場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認める

に足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

（搜索の立会人）

第三百四十四条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるものを立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるときは、又は立会人に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村の吏員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

（出入禁止）

第三百四十五条 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出入することを禁止することができる。

一 滞納者

二 差押に係る財産を保管する第三者及び第三百四十二条第二項（第三者に対する搜索）の規定により搜索を受けた第三者

三 前三号に掲げる者の同居の親族

四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者（搜索調書の作成）

第三百四十六条 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。

2 徴収職員は、索捜調書を作成した場合に、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならぬ。

3 前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合に、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならぬ。

（身分証明書の呈示等）
第四百七条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を持参し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 この款の規定による質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 納税の猶予及び担保
第一節 徴収猶予
（徴収猶予の要件等）
第四百八条 税務署長は、納税者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その国税を金銭で一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められ、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合において、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

第五部 大蔵委員会議録第九号 昭和三十四年二月二十四日【参議院】

一 納税者がその財産につき震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかつたとき。

二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。

三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号の一に該当する事実に関する事実があつたとき。

2 税務署長は、納税者につき、国税の法定納期限から一年を経過した後、その納付すべき額が確定した場合において、その納付すべき国税を金銭で一時に納付することができない理由があると認めるときは、その納付することができないと認められ、金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

（徴収猶予の効果）
第四百九条 税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る国税について新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

3 税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債権者等から給付を受けた財産のうち金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を猶予に係る国税に充てることができる。

（徴収猶予の取消）
第五百十条 第四百八条（徴収猶予）の規定により徴収の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一 第四百八条第一項後段の規定により分割して納付することを認めた国税をその期限までに納付しないとき。

二 第五百六条第三項（担保の変更等）の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する税務署長の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第四百三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る国税の全額を徴収することができないと認められるとき。

2 税務署長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第四百三条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 税務署長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したとき

は、その旨をその納税者に通知しなければならない。

4 第四百六条第三項（再調査の請求に基づく徴収猶予）（第六十七條第四項（審査の請求に基づく徴収猶予））において準用する場合を含む。又は所得税法その他の国税に関する法律の規定による徴収の猶予については、前三項（再調査の請求又は審査の請求があつた場合における徴収の猶予については、第二項を除く。）の規定を準用する。

（換価の猶予の要件等）
第五百十一条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第四百八条第一項（災害等による徴収の猶予）の規定に該当する場合を除く。）において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することとが、直ちにその換価をすることとに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3 第四百八十八条第一項後段、第三項及び第四項前段(徴収猶予の場合の分割納付等)並びに第四百九十条第三項及び第四項(果実等による徴収)の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

(換価の猶予の取消)
第五百五十二条 換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一 第五百五十一条第一号又は第二号(徴収猶予の取消の理由)の規定に該当する事実があるとき。

二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三 第四百三十三条第一項各号(繰上徴収)の一に該当する事実があるとき。

2 第五百五十一条第三項(徴収猶予の取消の通知)の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

第二節 滞納処分

(滞納処分の停止の要件等)

第五百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一 滞納処分を執行することができず、滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき。

三 その所在及び滞納処分を執行することができない財産がともに不明であるとき。

2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるときは、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

(滞納処分の停止の取消)

第五百五十四条 税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第三節 納税の猶予に伴う

利子税額等の減免

(利子税額等の減免)
第五百五十五条 第四百八十八条第一項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。(災害等による徴収の猶予)

又又は第五百五十二条第一項(滞納処分の停止の要件)の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合においては、その猶予又は停止をした国税に係る利子税額又は延滞加算税額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第五百五十一条第一項(徴収猶予の取消)又は前条第一項の規定による取消の基となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税務署長は、その免除をしないことができる。

2 第四百八十八条第一項第三号、第四号若しくは第五号(前項本文に規定する部分を除く。)(事業の廃止等による徴収の猶予)又は第五百五十一条(換価の猶予)の規定により徴収又は換価を猶予した場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予した国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来

した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその利子税額又は延滞加算税額の納付が困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3 第一項の規定は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第九條(徴収猶予)の規定により徴収を猶予した場合について準用する。

第四節 納税の猶予に伴う担保

(担保の徴収)
第五百五十六条 税務署長は、第四百八十八条(徴収猶予)又は第五百五十一条(換価の猶予)の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴収しなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債
二 税務署長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券

三 土地
四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六 税務署長が確実と認める保証人の保証

2 税務署長は、前項の規定により担保を徴収する場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 税務署長は、第一項の規定により担保を徴収した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付を担保することができないと認めるときは、又は第四百四十九条第二項(徴収猶予による差押の解除)若しくは第五百五十一条第二項(換価の猶予による差押の解除)の規定により差押を解除したときは、納税者に対し増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(納付委託)

第五百五十七条 第四百八十八条(徴収猶予)又は第五百五十一条(換価の猶予)の猶予を受けた納税者が、その猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができ、証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、徴収職員は、その証券が最近において、

確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならぬ。

2 徴収職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証券を納税者に交付しなければならない。

3 徴収職員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実に認める金融機関にその取立及び納付の再委託をすることができ。

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により第五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとする。第五節 保全担保及び保全差押

(保全担保)

第百五十八条 納税者が国内消費税又は入場税を滞納した場合において、その後その者に課すべきこれらの国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるものの提供を命ずることができる。

2 前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該国税の額の三倍に相当する金額（その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二ヶ月分の当該国税の金額に満たないときは、その額）を限度とする。

3 第百五十六条第三項及び第四項（増担保の提供等）の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

4 税務署長は、第一項の規定により同項に規定する国税（酒税、入場税及びトラップ類税を除く）の担保の提供を命じた場合において、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、その国税に關し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる。

5 前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

6 税務署長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」といふ。）があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

7 税務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

(保全差押)

第百五十九条 納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは留置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による押収、留置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいう。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定するの見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」といふ。）を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる。

2 税務署長は、前項の規定による差押をしようとするときは、あらかじめ、その所属する国税局長の承認を受けなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならない。

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、税務署長は、その差押をすることができない。

5 税務署長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

一 第一項の規定による差押を受けた者が前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。

二 第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る国税の納付すべき額が確定しないとき。

6 税務署長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

7 第一項の規定による差押又は第四項に規定する担保の提供があつた場合において、その差押又は担保の提供に係る国税の納付すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その国税を徴収するためにされたものとみなす。

8 第百五十六条第二項から第四項まで（担保の提供手続等）の規定

は、第四項に規定する担保について準用する。

9 第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る国税の納付すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

10 第一項の場合において、税務署長は、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、差押に代えて交付要求をすることができ。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

11 税務署長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る国税の納付すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

12 第一項に規定する国税の納付すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により損害を受けたときは、国は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

第六節 担保の処分

(担保の処分)

第百六十条 税務署長は、第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予を受けた者がその猶予に係る国税をその猶予の期限までに納付せず、又は第百五十一条第一項（徴収猶予の取消）同条第四項において準用する場合を

含む。若しくは第百五十二条第一項(換価の着手の取消)の規定により徴収する場合において、その国税について徴した担保があるときは、滞納処分の場合によりその担保財産を処分して、その徴収すべき国税及びその処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2 前項の場合において、税務署長は、担保財産の処分の代金が同項の国税及びその処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分を執行し、なお不足があると認めるときは、不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

3 前二項の規定は、第百五十八条(保全担保又は前条第四項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る国税を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその国税に充てる。

4 第三十二条(第二次納税義務の通則)の規定は、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定により保証人から国税を徴収する場合について準用する。

第七章 還付

(過誤納金の還付)

第百六十一条 税務署長、国税局長又は税関長(以下この章において「税務署長等」という。)は、過誤納に係る国税(以下「過誤納金」という。)があるときは、政令で定め

るところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。
(過誤納金の充当)

第百六十二条 税務署長等は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた国税があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその国税に充当しなければならない。この場合においては、第百二十九条第五項(本税額の優先充当)の規定を準用する。

2 前項の規定による充当は、政令で定める充当をするに遡することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

3 税務署長等は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者に通知しなければならない。
(国税の予納額の還付の特例)

第百六十三条 納税者は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 納付すべき額が確定しているが、その納期が到来していない
国税

二 最近において納付すべき額の確定が確定であると認められる
国税

(還付加算金)
第百六十四条 税務署長等は、過誤納金を第百六十一条(過誤納金の還付)及び第百六十二条第一項(過誤納金の充当)の規定により還付し、又は充当する場合には、その過誤納金が納付された日の翌日から税務署長等が還付のため支払決定をした日又は充当をした日(同日前に充当をするに遡することとなつた日があるときは、同日)までの期間に及び、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 税務署長等が過誤納金があることを納税者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条(差押命令)の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項(移付命令)の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は移付命令があつた日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間。

押がされている期間。
3 第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が千円未満であるときは、適用せず、また、その額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。

4 前三項の規定により計算した還付加算金の額が三百円未満であるときは、その還付加算金は、加算せず、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を還付加算金の額とする。

5 二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する国税に遡するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれ納付の日を生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(国税に関する還付金の充当等)
第百六十五条 第百二十九条第五項(本税額の優先充当)、並びに第百六十二条第二項及び第三項(過誤納金の充当及び通知)の規定は、所得税法第三十一条(確定申告等による還付)その他の国税に関する法

律の規定による還付金の充当について準用する。

2 前条第二項第二号及び第三号(還付加算金の計算上の控除)の規定は、前項に規定する還付金でその還付につき加算する金額があるもののその加算する金額の計算について準用する。

第八章 再調査、審査及び訴訟

(再調査)
第百六十六条 国税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分に関し異議がある者は、その処分に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その処分があつたことを知つた日。以下次条第一項において同じ。)から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面を、その処分をした税務署長その他の処分をした者が税務署長以外の職員であるときは、その職員の所属する税務署の税務署長)に対し、再調査の請求をすることができ。ただし、その処分に係る調査が国税庁若しくは国税局の職員によつてされた旨の記載がある書面により税務署長からその通知を受けた処分又は税務署以外の行政機関の職員によつてされたその処分に関して異議がある者については、この限りでない。

2 国税庁長官又は税務署長は、通信、交通その他の状況によりやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、再調査の請求の期間を延長することができる。

3 再調査の請求は、その請求の目的となつた処分に係る国税の徴収若しくは滞納処分の執行を妨げず、又はその処分の効力に影響を及ぼさない。ただし、税務署長は、相当の理由があると認めるときは、その国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止することができる。

4 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、その請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後にされたとき、又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき、その請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき、その請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

(審査)
第百六十七条 前条第一項ただし書の規定に該当する者は、同項ただし書に規定する処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で

定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、国税庁長官、国税局長又は税関長に対し、審査の請求をすることができる。

2 前条第五項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）を受けた者でその決定に異議があるものは、同項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その通知をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合においては、その再調査の目的となつた処分に對する審査の請求があつたとしてされたものとみなす。

3 再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に對し、審査の請求があつたものとみなす。

一 税務署長が再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、再調査の請求をした者がこれに同意したとき、その同意があつた日

二 税務署長に對し再調査の請求をした日から三月以内に前条第五項の規定による通知がされないとき（再調査の請求をした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く）。その期間を経過した日

4 前条第二項から第四項までの規定は、審査の請求について準用する。

5 国税庁長官、国税局長又は税関長は、審査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。この場合において、第二項後段の規定により再調査の目的となつた処分に對する審査の請求があつてされたものとみなされるときは、第二号又は第三号に掲げる決定は、それぞれの請求についてしなければならない。

一 審査の請求が第一項又は第二項の期間経過後にされたとき、又は前項において準用する前条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき、その請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき、その請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部について理由があると認めるとき、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

6 国税局長が前条第五項第一号の規定による再調査の決定に對する審査の請求について前項第二号に掲げる決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第二項後段の規定によりあわせてされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に對する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7 国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合には、国税庁又は国税局に所屬する協議団の協議を経なければならない。

8 前項の協議団に關し必要な事項は、政令で定める。

(訴訟法の適用)
第百六十八條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に關する事件については、訴訟法（明治二十三年法律第五十五号）の規定は、適用しない。

(訴訟)
第百六十九條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第百六十七條第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

一 再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき

二 審査の請求があつた日から三月を経過したとき

三 再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあることその他正当な理由があるとき

2 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、審査の決定に係る通知を受けた日から三月（同項第一号の規定による訴の提起については、再調査の請求があつた日から九月）以内に提起しなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。

5 第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がされているときは、これらの請求に對して決定をするのを妨げない。

(証拠提出の順序)
第百七十條 前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税関長、税務署長その他の行政機關の長の主張を合理的と認めるときは、その訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

(滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例)
第百七十一條 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し欠陥が

係る通知を受けた日から三月（同項第一号の規定による訴の提起については、再調査の請求があつた日から九月）以内に提起しなければならない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。

5 第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がされているときは、これらの請求に對して決定をするのを妨げない。

(証拠提出の順序)
第百七十條 前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税関長、税務署長その他の行政機關の長の主張を合理的と認めるときは、その訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

(滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例)
第百七十一條 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し欠陥が

あること（第一号に掲げる処分に
ついては、これに関する通知が到達
しないことを含む。）を理由として
する再調査の請求（第六百六十六
条第一項又は第二項（再調査の請
求の期限の規定により再調査の請
求をすることができる期間を超過し
たものを除く。）は、これらの規定
にかかわらず、当該各号に掲げる
期限まででなければ、することが
できない。

一 督促 差押に係る通知を受け
た日（その通知がないときは、
その差押があつたことを知つた
日）から一月を経過した日
二 不動産等についての差押 そ
の公売期日等

三 不動産等についての第九十五
条（公売公告）の公告（第九九
条第四項（随意契約による売却）
において準用する第九十六條
（公売の通知）の通知を含む。）か
ら売却決定までの処分 換価財
産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金
等の交付期日

2 前項の規定は、第六百六十七條第
一項（始審的審査の請求）の規定
による審査の請求又は第六百六十九
條第一項第三号（訴の提起の特例）
の規定による訴の提起について準
用する。この場合において、前項
中「第六百六十六條第一項又は第二
項（再調査の請求の期限）の規定
により再調査の請求をする」とあ
るのは、当該訴については、「行政
事件訴訟特例法第五條第一項又は
第三項（出訴期間）の規定により

訴を提起する」と読み替へるもの
とする。

3 第一項第三号に掲げる処分に關
し欠陥があることを理由として滞
納処分について再調査の請求（そ
の決定に対する審査の請求を含む。）又は前項に規定する審査の請
求があつたときは、滞納処分は、
執行することができない。ただ
し、税務署長、国税局長又は機
関長がこれらの請求につき理由が
ないことを認めるときは、この限りで
ない。

（差押動産等の搬出及び換価の制
限）

第六百七十二條 第五十八條第二項
（滞納者の動産等を占有する第三
者に対する引渡命令）に規定する
引渡命令を受けた第三者が、その
命令に係る財産が滞納者の所有に
属していないことを理由として、
その命令につき再調査の請求又は
審査の請求をしたときは、その請
求に係属する間は、当該財産の搬出
又は換価をすることができない。
（不動産の売却決定等の取消の制
限）

第六百七十三條 第六百七十一條第一項
第三号（公売等に関する再調査
の請求等の期限の特例）に掲げる
処分に欠陥があることを理由とし
て滞納処分に関する再調査の請求
又は審査の請求があつた場合にお
いて、その処分は違法ではある
が、次に掲げる場合に該当するこ
とは、税務署長、国税局長又は税
関長は、その請求を棄却すること
ができる。
一 その請求に係る処分に就いて

行われるべき処分（以下この号
において「後行処分」という。）
が既に行われている場合におい
て、その請求に係る処分の違法
が軽微なものであり、その後行
処分に影響を及ぼさせることが
適当でないことを認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供
されている場合その他の場合で
その請求に係る処分を取り消す
ことが公共の福祉に適合しない
と認められるとき。

2 前項の規定による請求の棄却の
決定には、処分が違法であること
及び請求を棄却する理由を明示し
なければならぬ。

3 第一項の規定は、国に対する損
害賠償の請求を妨げない。

第九章 雑則

（国税の消滅時効）

第六百七十四條 国税の徴収を目的と
する国の権利（以下この節におい
て「国税の徴収権」という。）は、こ
れを行使することができない日から
五年を経過したときは、時効によ
り消滅する。

2 前項の場合には、時効の援用を
要せず、また、その利益を放棄す
ることができないものとする。

3 国税の徴収権の時効について
は、この節に別段の定めがあるもの
を除き、民法の規定を準用する。
（時効の中断及び停止）
第六百七十五條 国税の徴収権の時効
は、次の各号に掲げる処分に係る
国税については、その処分の効力
が生じた時に中断し、当該各号に
掲げる期間を経過した時から更に
進行する。

一 納税に関する告知 その告知
に指定された納付に関する期限
までの期間

二 督促 督促状又は督促のため
納付催告書を発した日から起算
して十日を経過した日（同日前
に第四十七條第二項（繰上差押）
の規定による差押がされた場合
には、そのされた日）までの期
間

三 交付要求 その交付要求がさ
れている期間（第八十二條第二
項（交付要求の通知）の規定によ
る通知がされていない期間があ
るときは、その期間を除く。）

2 前項第三号の規定により時効が
中断された場合には、その交付要
求に係る強制換価手続が取り消さ
れたときにおいても、その時効中
断の効力は、失われぬ。

3 国税の徴収権の時効は、徴収の
猶予、換価の猶予又は延納に係る
国税につき、その猶予又は延納が
されている期間内は、進行しない。
（還付金の消滅時効）

第六百七十六條 国税の過誤納により
生ずる国に対する請求権及び所得
税法第三十一條（確定申告等によ
る還付）その他の国税に関する法
律の規定による還付金に係る国に
対する請求権（以下第六百八十四條（国
税に關する相殺）において「還付金
に係る債権」という。）は、その請
求をすることができない日から五年
を経過したときは、時効により消
滅する。

2 第六百七十四條第二項及び第三項
（国税の消滅時効の絶対的効力等）
の規定は、前項の場合について準
用する。

用する。
（第三者の納付及びその代位）
第六百七十七條 国税は、その納税者
のために第三者が納付することが
できる。

2 国税の納付について正当な利益
を有する第三者又は納税者の同意
を得た第三者が納税者に代つてこ
れを納付した場合において、その
国税につき第六百五十六條（担保の
徴収）又は相続税法第三十八條延
納の担保）の規定による担保として
抵当権が設定されていたときは、
これらの者は、その納付により、
その抵当権につき国に代位するこ
とができる。

3 前項の場合において第三者が納
税者の国税の一部を納付したとき
は、その残余の国税は、同項の規
定により代位した第三者の債権に
先だつて徴収する。
（債権者の代位及び詐害行為の取
消）

第六百七十八條 民法第四百二十三條
（債権者の代位）及び第四百二十四
條（詐害行為の取消）の規定は、
国税の徴収に關し準用する。
（供託）

第六百七十九條 民法第四百九十四條
（供託による免責）並びに第四百九
十五條第一項及び第三項（供託の
方法）の規定は、この法律の規定
により債権者、納税者その他の者
に金錢を交付すべき場合について
準用する。

（国税に關する相殺）
第六百八十條 国税と国に対する債権
で金錢の給付を目的とするものと
は、法律の別段の規定によらなけ

第百八十一条 税務署長は、国税と

競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、国税の納付すべき額その他国税に關する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に關するものにより、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

(稅務署長又は國稅局長による徴収)

第百八十二条 国税の徴収は、納税者の納税地を所轄する税務署長が行ふ。ただし、滞納処分は、この法律の定めるところにより、その税務署所属の徴収職員に執行させることがあつて、

2 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継を受けることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の税務署長又は国税局長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税

4 前二項の規定により徴収の引継

又は滞納処分引継があつたときは、引継を受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

(税関長による徴収)

第百八十三条 保稅地域からの引取に係る内國消費稅の徴収は、前条第一項の規定にかかわらず、その引取

の場所を所轄する税関長が行う。
この場合において、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の税関長は、差し押さえるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を所轄する税関長に滞

3 第一項の税関長は、差し押える納処分引継をすることができ
る。

べき財産又は差し押えた財産が滞
納処分を著しく困難とする地域に
あるときは、これらの財産の所在
地を所轄する税務署長又は国税局
長に滞納処分の引継をすることが
できる。

4 前条第四項の規定は、前二項の規定により滞納処分引継があつた場合について準用する。

(更生手続等が開始した場合の徴

収の引継)
 第百八十四条 株式会社について更
 生手続又は企業担保権の実行手続
 の開始があつた場合には、当該会
 社の国税を徴収することができる

当該会社の本店（外国に本店を有

する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所（以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に對し、その徴収することができる国税の徴収の引継をすることができると。ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送された

ときは、その地方裁判所の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に徴収の引継をするこ

とができる。

第百八十二条第四項（徴収の引継の通知）の規定は、前項の規定により徴収の引継があつた場合について準用する。

(国税局長又は税関長が徴収する場合の譲替規定)

第百八十五條 第百八十二條第二項若しくは第三項（徴収の引継等）、第百八十三條第三項（滞納処分の

引継)若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継若しくは滞納処分引継を受けた場合又は第百八十三条第一項若しくは第二項(税関長による徴収)若しくは前条第一項の規定により税関長

が徴収する場合におけるこの法律
(第百五十九条第二項(保全差押の
承認)、第七章(還付)及び第八章
(再調査、審査及び訴訟)を除く。)

の規定の適用については、「税務署長又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。

第百八十六条 この法律に定めるも

のほか、督促状、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第百八十七條 納税者が滞納処分
執行を免かれる目的でその財産を
隠蔽し、損壊し、国の不利益に処

分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免か

3 情を知つて前二項の行為につき

納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十一条（質問及び検査）の規定による徴収職員（質

問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百四十一條の規定による帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はそ

載をしたものを呈示した者

第百八十九条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその

訴訟行為につき当該該人格のない社
 団等を代表するほか、法人を被告
 人又は被疑者とする場合の刑事訴
 訟に関する法律の規定を準用す
 る。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。た

だし、附則第三条（施行日前の申告期限等の特例）、附則第九条第一項（施行日前の延滞加算税額の特例）、附則第十四条（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）並びに附則第十五条

第一項及び第二項（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例）の規定は、公布の日から施行する。

(旧法に基づく処分又は手続の効力)
 第二条 この法律の施行前に改正前の
 の国税徴収法(以下「旧法」とい
 う。)の規定又はこれに基き若しく
 はこれを実施するための命令の規

定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収着手、担保の徴取、滞納処分の執行の停止又は申告、申請、証明、納付委託、再調査の請求若しくは審査の請求その他の処分又は手続は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

(施行日前の申告期限等の特例)
第三条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（政令で定める期限を除く。）が民法第四百二十二条（期間の満了の特例）に規定する休日（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

(書類の送達に関する経過措置)
第四条 第五条第四項及び第五項（書類の送達）の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第四条ノ十（公示送達）の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。
(国税と他の債権との調整等に関する経過措置)
第五条 第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）及び第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定は、内国消費税の課される物品がこの法律の施行

後に強制換価手続により換価される場合について適用する。
第十三条（交付要求先着手による国税の優先）第十五条から第十七条まで（法定納期限等以前に設定された質権及び抵当権の優先）、第十九条から第二十一条まで（特定の先取特権及び留置権の優先）及び第二十六条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における国税と他の債権との調整については、なお従前の例による。

2 第二十一条から第二十五条まで（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収・国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整）の規定は、この法律の施行後に納税者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。
2 第二十四条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定は、手形その他政令で定める財産については当分の間、適用しない。
(相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置)
第六条 第二十七条（相続による納税義務の承継）の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2 第二十八条第四項（納税者の死亡後にした処分の効力）の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。
(第二次納税義務に関する経過措置)
第七条 第三十二条第一項（第二次納税義務の告知等）、第三十五条から第三十九条まで（同族会社等の第二次納税義務）並びに第四十一条第二項及び第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定は、この法律の施行後に滞納となつた国税について適用し、この法律の施行前に滞納となつて

いる国税に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。
(督促に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際に滞納となつてゐる国税で旧法第九条第一項（督促）の規定による督促がされてゐないものについては、第四十五条第一項（督促）中「納期限後」とあるのは、「この法律の施行後」として、同条の規定を適用する。
(延滞加算税額に関する経過措置)
第九条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第九条第三項（延滞加算税額）の規定により徴収する延滞加算税額については、その全額が三百円未満であるときは、同条第三項及び第七項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

2 この法律の施行前にした督促に係る延滞加算税額の計算については、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

(差押に関する経過措置)
第十条 この法律の施行前に旧法第九条第一項（督促）の規定により発した督促状の指定の期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において第四十七条第一項第二号（督促を要しない差押）に掲げる場合に該当するときは、同日）後であるときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その督促状に係る国税については、その指定の期限を経過しなければ、差押をすることができない。
2 第六十条第二項（差押動産等を保管させた場合の押差の効力）の規定は、この法律の施行後にされる差押について適用し、この法律の施行前にされた差押については、なお従前の例による。

(滞納処分の利害関係人への通知等に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前に旧法の規定に基づき差押、公売公告又は滞納処分若しくは徴収の引継があつた場合において、第五十五条各号（差押の通知をする債権者等）又は第九十六条第一項各号（公売の通知をする利害関係人）に掲げる者のうち知れてゐる者及び滞納者でその差押、公売又は当該引継に関しこれらの規定又は第八十二条第四項（徴収の引継の通知）（第八十三条第四項（税関長による徴収）又は第八十四条第二項（更生手続等の開始した場合の徴収の引継））において準用する場合を含む。）の規定による通知又は催告に相当する通知又は催告を受けてい

ないものがあるときは、税務署長、国税局長又は税関長（以下「税務署長等」という。）は、この法律の施行後遅滞なく、これらの規定による通知又は催告をしなければならない。
(換価及び配当に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前に旧法第二十四条（公売）の規定による公売に関し徴した加入保証金及び契約保証金があるときは、これらを第百条第一項（公売保証金）の規定により納付された公売保証金とみなす。
2 第百十三条から第百十五条まで（不動産等の売却決定・買受申込等の取消・買受代金の納付期限等）、第百三十条から第百三十三条まで（債権額の確認方法・配当計算書・換価代金等の交付期日・換価代金等の交付）及び第百三十五条（売却決定の取消に伴う措置）の規定は、公売期日等がこの法律の施行後である場合について適用し、滞納処分による財産の公売又は売却の日がこの法律の施行前である場合におけるその公売若しくは売却又は配当に関する手続については、なお従前の例による。

3 第百二十七条（法定地上権等の設定）の規定は、この法律の施行後に換価に付する建物又は立木について適用する。
4 第百二十四条第一項後段（担保権の消滅）の規定は、担保の目的でされている仮登記により担保される債権については、この法律の施行後に納税者がした仮登記に係るものについて適用する。

2 この法律の施行前にした督促に係る延滞加算税額の計算については、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

(財産の調査に関する経過措置)
第十三条 第四百六十六条第一項及び

第二項(搜索調査の作成)の規定は、この法律の施行後に滞納処分のため搜索する場合について適用する。

(施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例)
第十四条 この法律の公布の日から

この法律の施行の日の前日までの間に旧法第七条第一項又は第二項(徴収猶予)の規定による徴収猶予の期限が到来する国税についてその納税者がその猶予を受けた期間内にその猶予を受けた国税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、税務署長等は、既にその者につき徴収を猶予した期間を通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予は、旧法第七条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。
(施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例等)
第十五条 この法律の公布の日から

この法律の施行の日の前日までの間に滞納者で次の各号の一に該当するもの(旧法第十二条ノ二(滞納処分)の執行猶予)の規定の適用を受ける者を除く。)が納税につき誠実な意思を有すると認められるときは、税務署長等は、その者の納付すべき国税につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるとし、その者につき旧法第八条後段(利子税額の免除)に規定する事由があるときは、そ

の猶予した国税に係る利子税額及び延滞加算税額を免除することができる。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることと比し、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2 前項の規定による猶予は、旧法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行猶予とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十二条ノ二(滞納処分の執行猶予)の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、第五百十一条(換価の猶予)の規定による換価の猶予とみなす。

(還付金に関する経過措置)
第十六条 この法律の施行前に過誤

納金その他の国税に関する還付金に係る請求権につき第六十四条第二項第二号又は第三号(差押等)がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間)に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

2 第六十二条第二項(充当の効力)(第六十五条第一項(国税に関する還付金の充当))において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充当をするに適用することとなつた

過誤納金その他の国税に関する還付金について適用する。
(第三者の取戻請求に関する経過措置)
第十七条 この法律の施行前に旧法

第十四条(取戻請求)の規定によつてした申出は、第六十六条第一項(再調査の請求)又は第六十七条第二項(始審的審査の請求)の規定によつてした再調査の請求又は審査の請求とみなす。

(滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例に関する経過措置)
第十八条 第七十一条(滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例)の規定は、この法律の施行前にした同条第一項各号に掲げる処分に相当する処分については、同項中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又はこの法律の施行の日から一月を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三章ノ二の規定により再調査の請求をすることができる日」として適用する。

(第三者の納付による代位に関する経過措置)
第十九条 第七十七条第二項(第三者の納付による代位)の規定は、この法律の施行後に第三者が納付した国税について適用する。

(罰則に関する経過措置)
第二十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従

前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十四年二月二十七日印刷

昭和三十四年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局